

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638

地主連合会要請(千葉県長沖繩出張時)

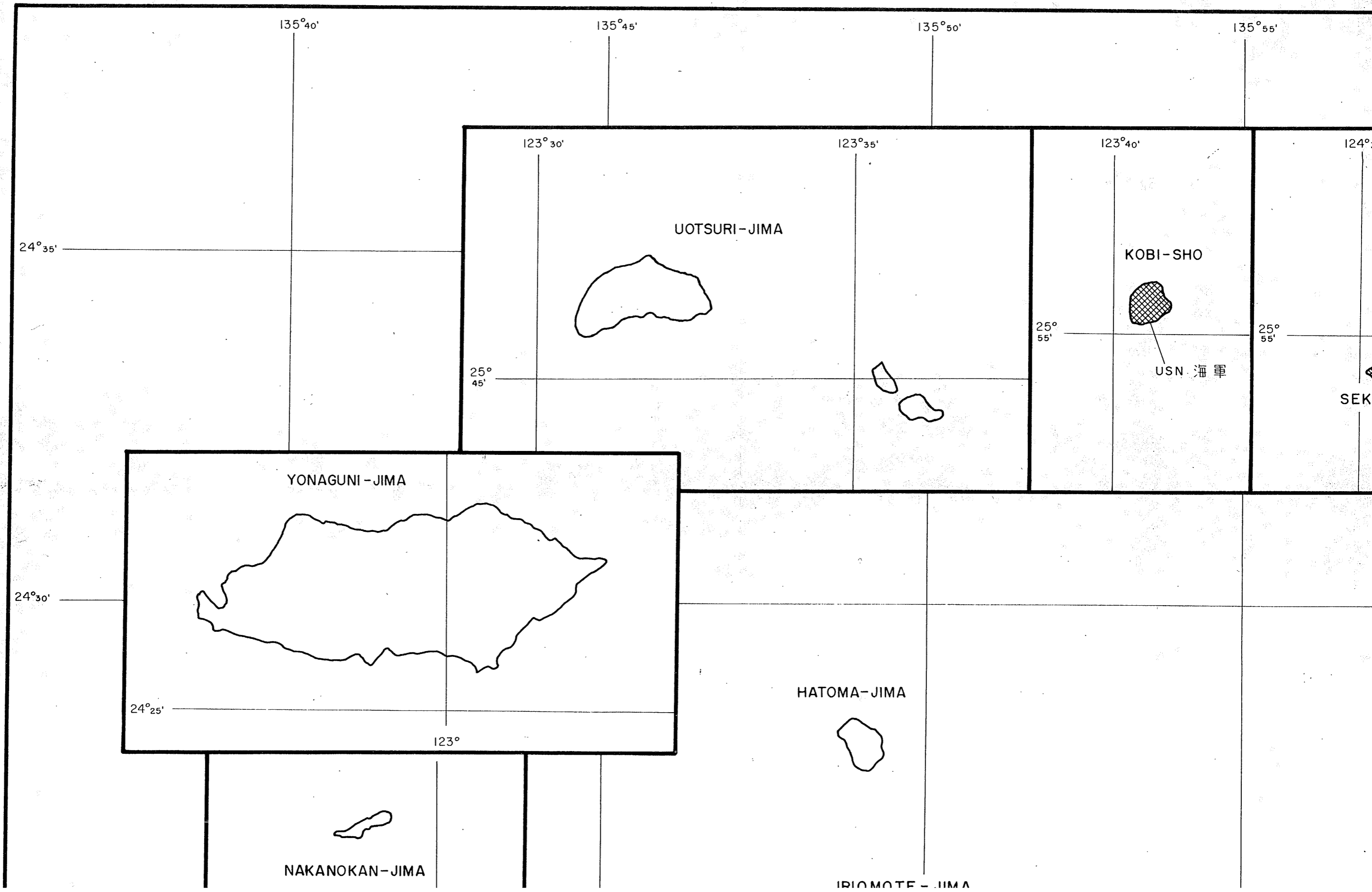
三
須
軍
用
地
圖

下
年
時
期
？
！

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話 霞が関 (580) 3311 番

郵便番号 100



135°40'

135°45'

135°50'

135°55'

123°30'

123°35'

123°40'

124°

24°35'

UOTSURI-JIMA

KOBI-SHO

25°
45'

25°
55'

25°
55'

USN 海軍

SEK

YONAGUNI-JIMA

24°30'

24°25'

123°

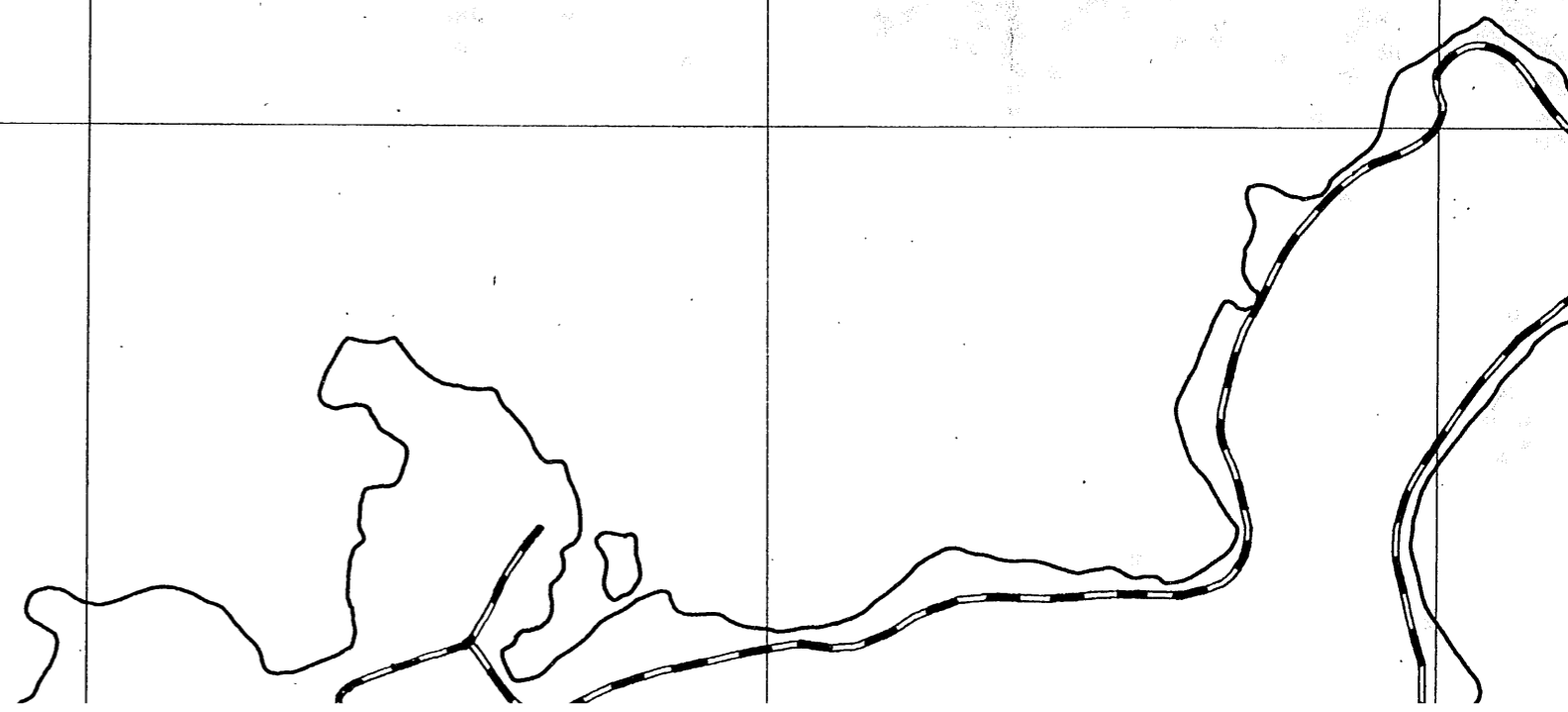
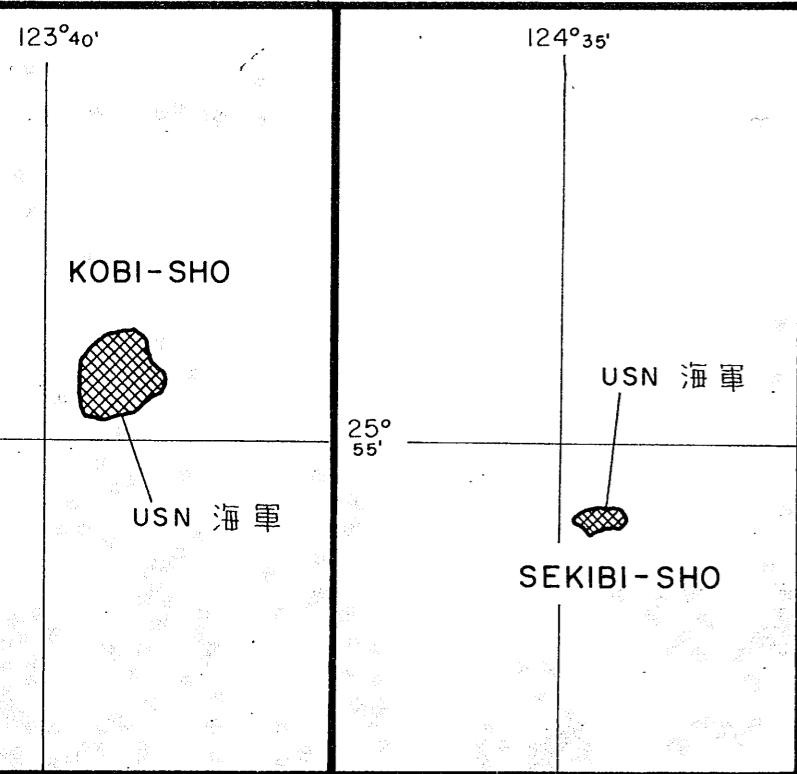
HATOMA-JIMA

NAKANOKAN-JIMA

IRIOMOTE-JIMA

YAEYAMA - GUNTO

1 : 75,000



124° 05'

124° 10'

124° 15'

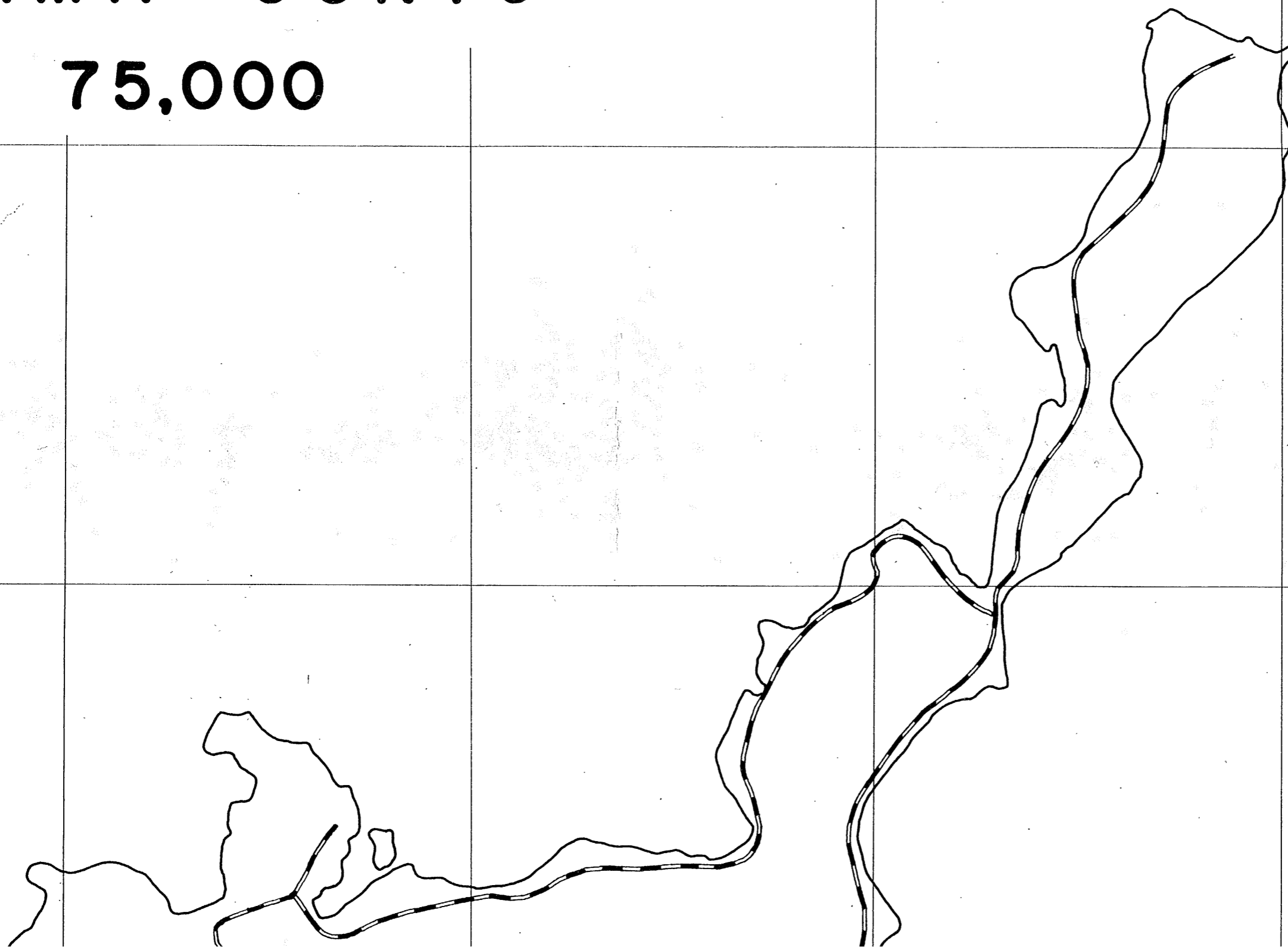
124° 20'

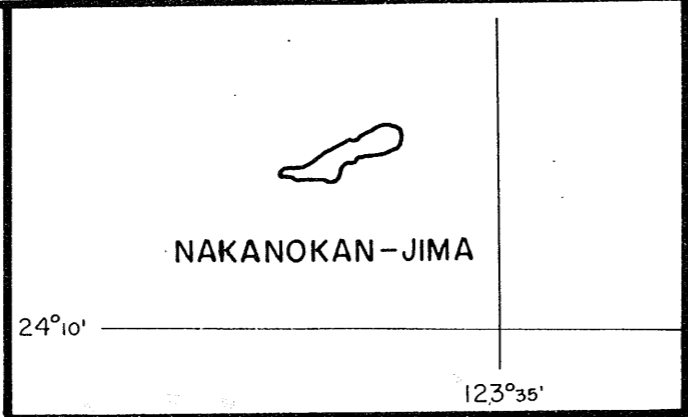
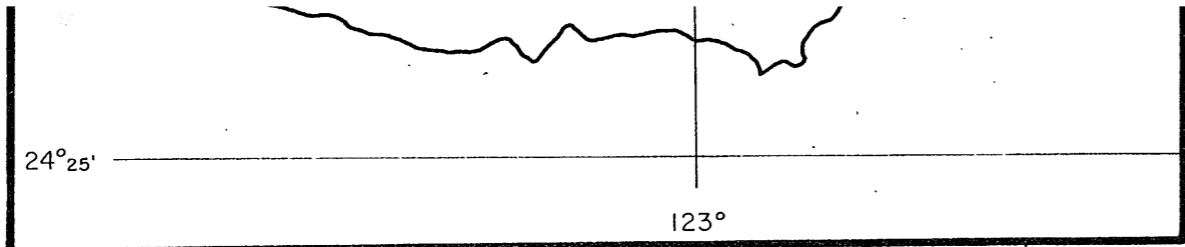
EYAMA - GUNTO

1 : 75,000

24° 35'

24° 30'





HATOMA-JIMA



NAKANOKAN-JIMA

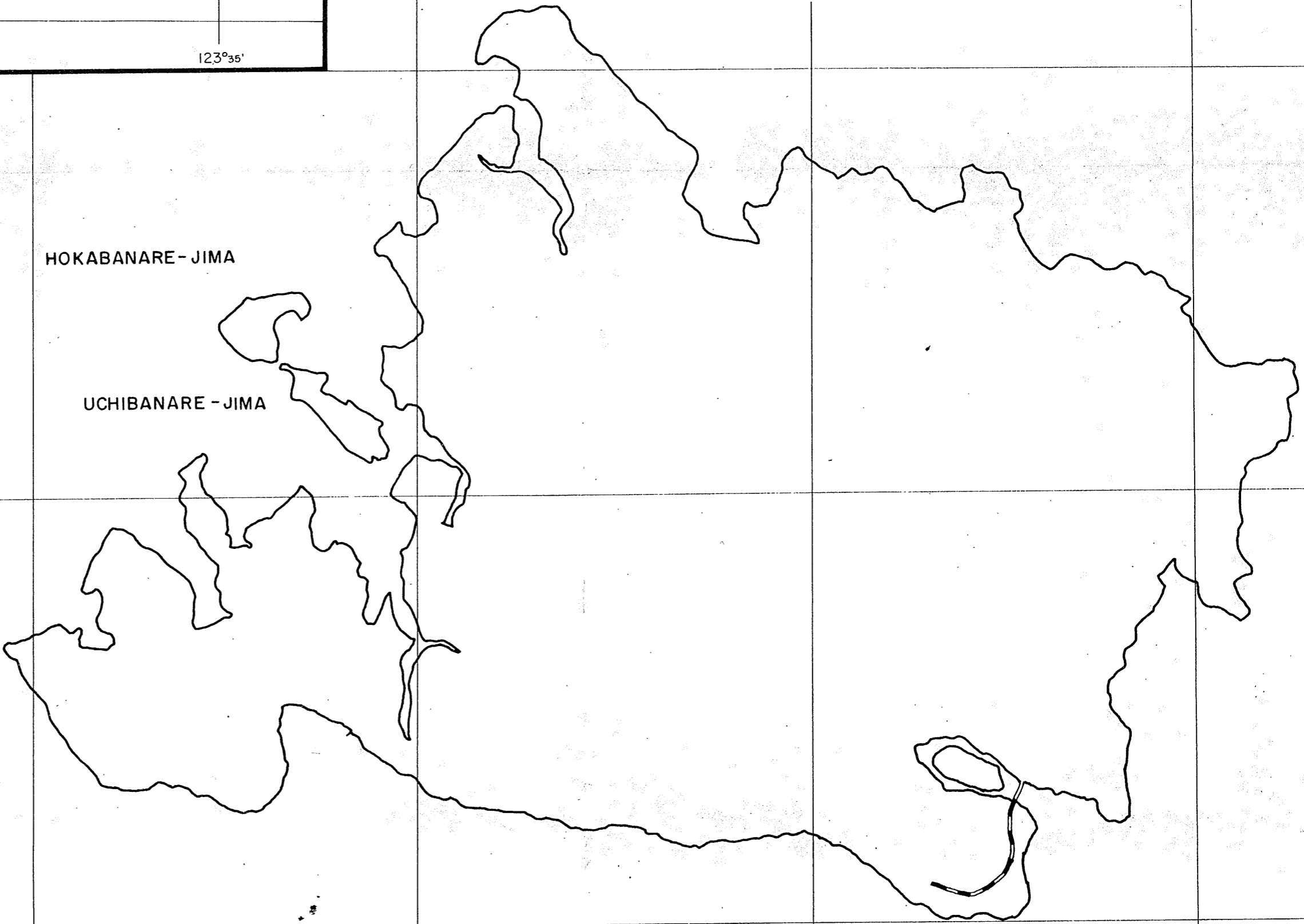
IRIOMOTE - JIMA

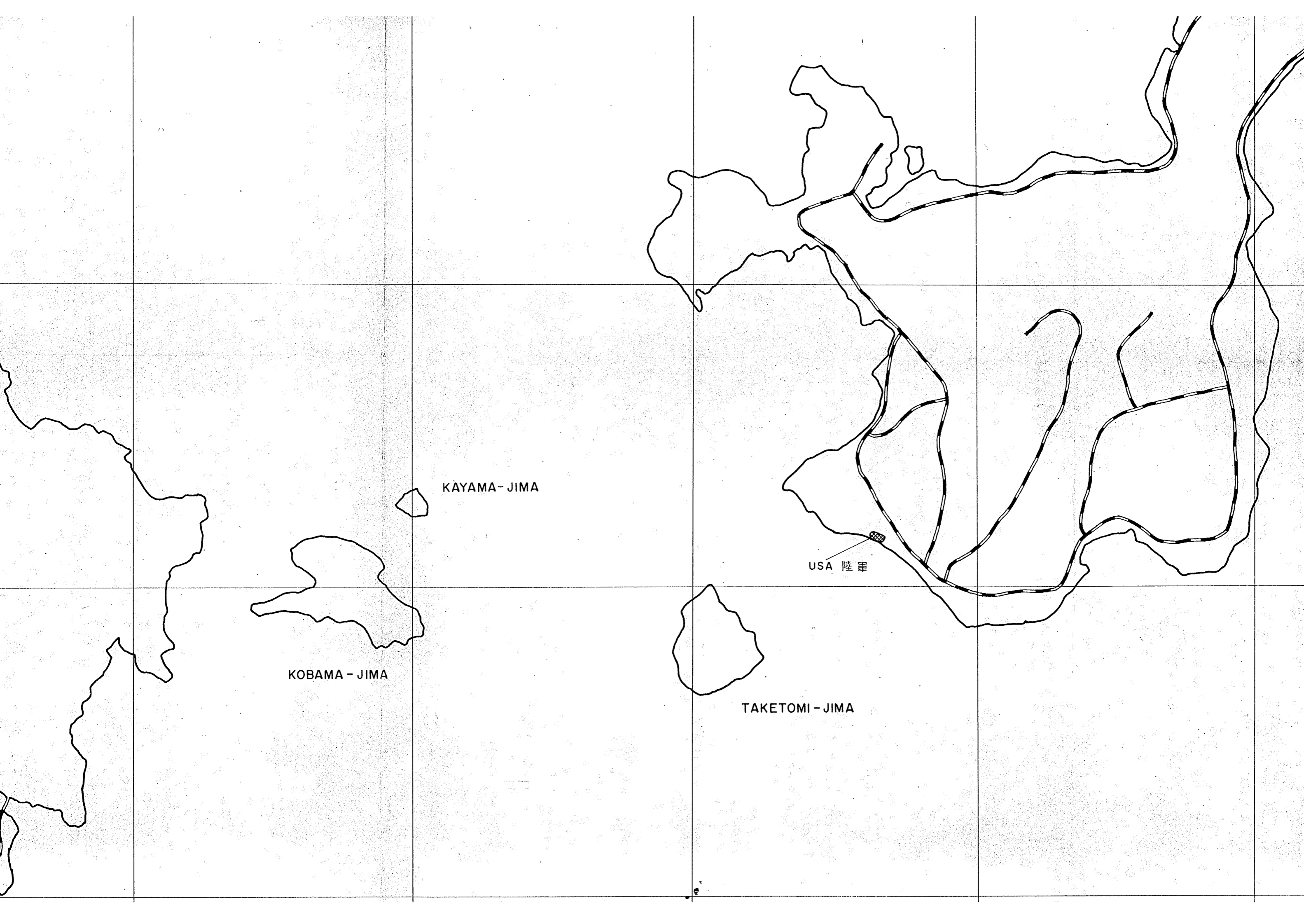
24°25'

HOKABANARE - JIMA

UCHIBANARE - JIMA

24°20'



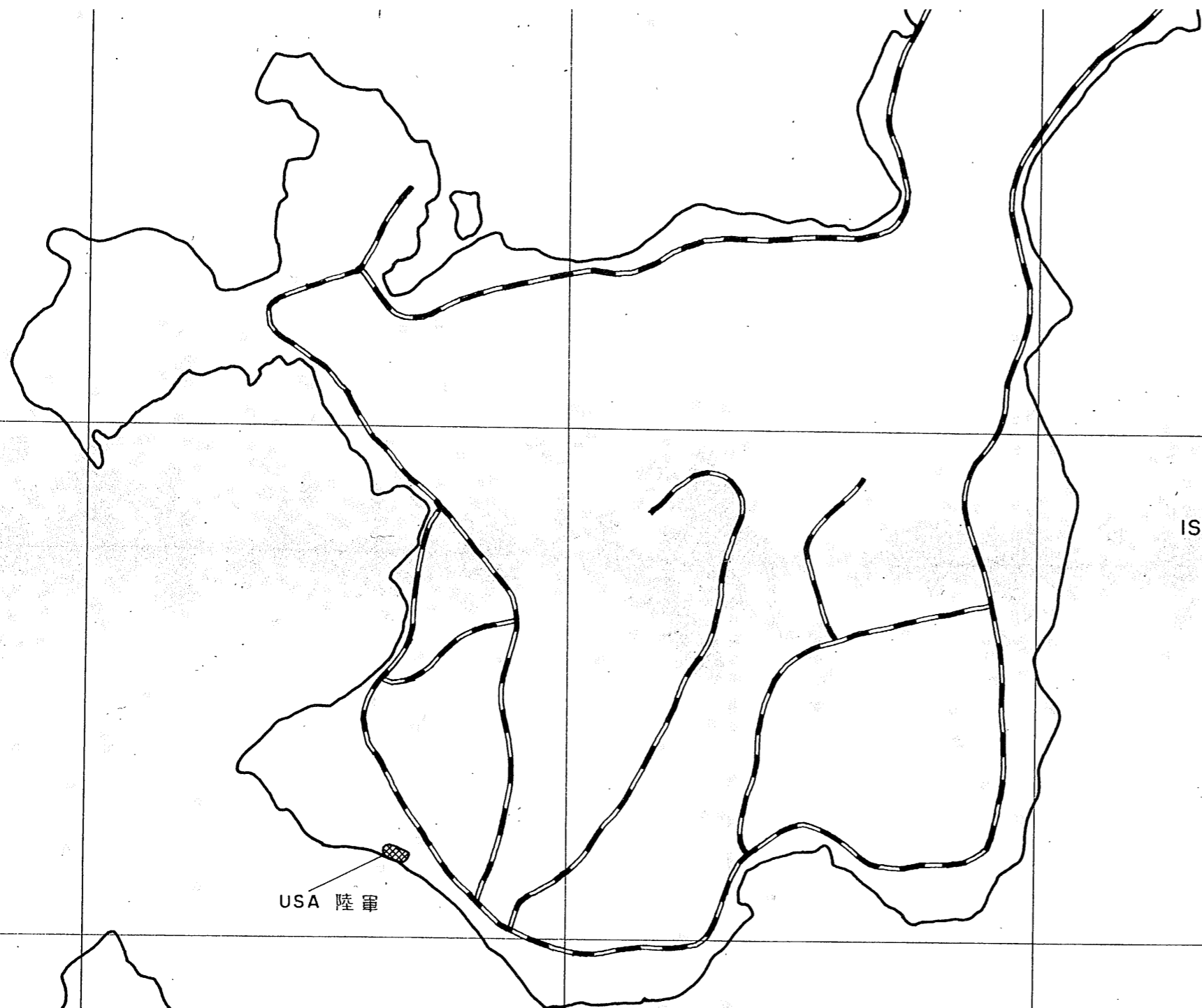


KAYAMA-JIMA

KOBAMA-JIMA

TAKETOMI-JIMA

USA 陸軍



ISHIGAKI - JIMA

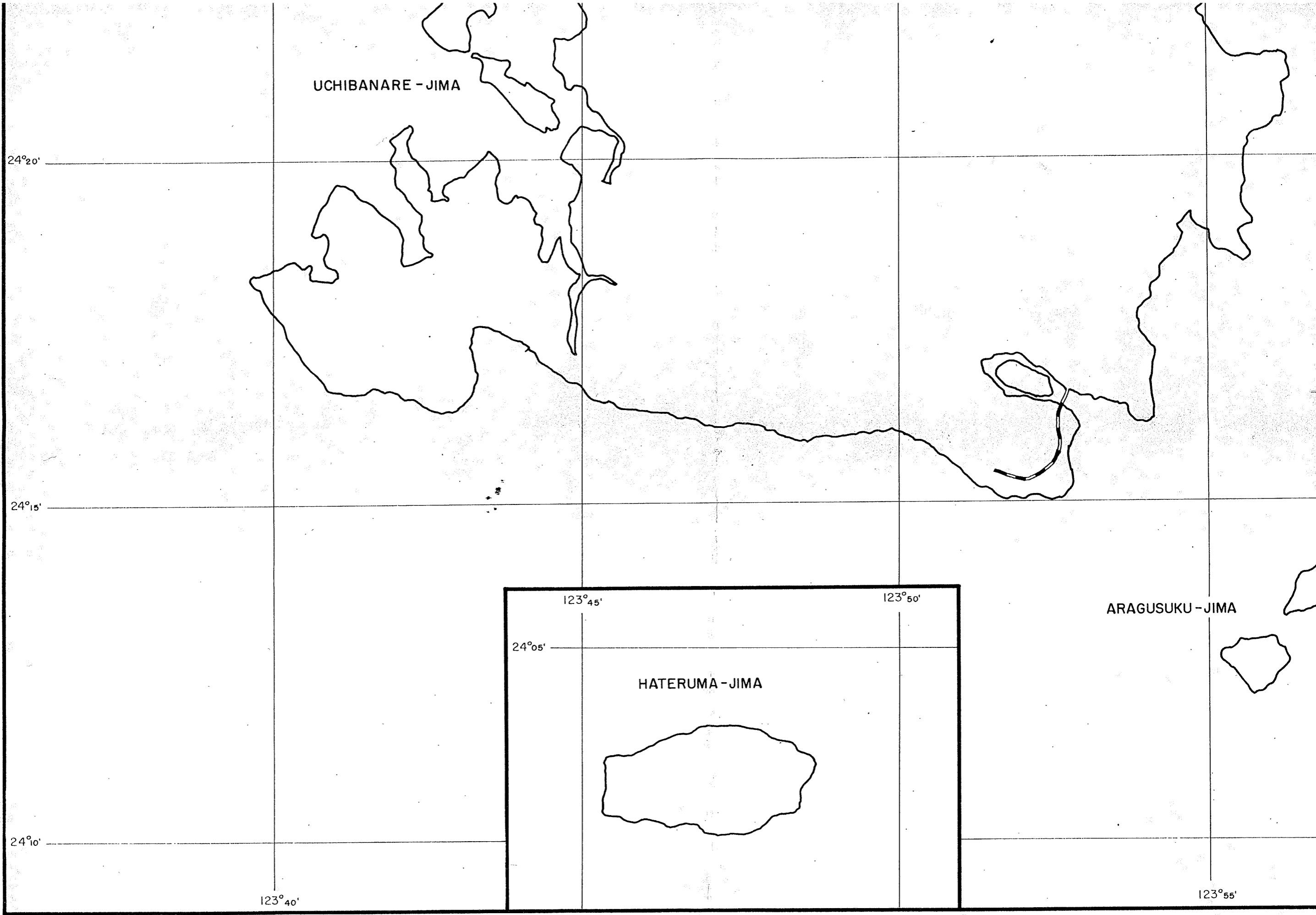
USA 陸軍

TAKETOMI - JIMA

24°25'

24°20'

24°15'



UCHIBANARE - JIMA

24°20'

24°15'

24°10'

123°40'

123°45'

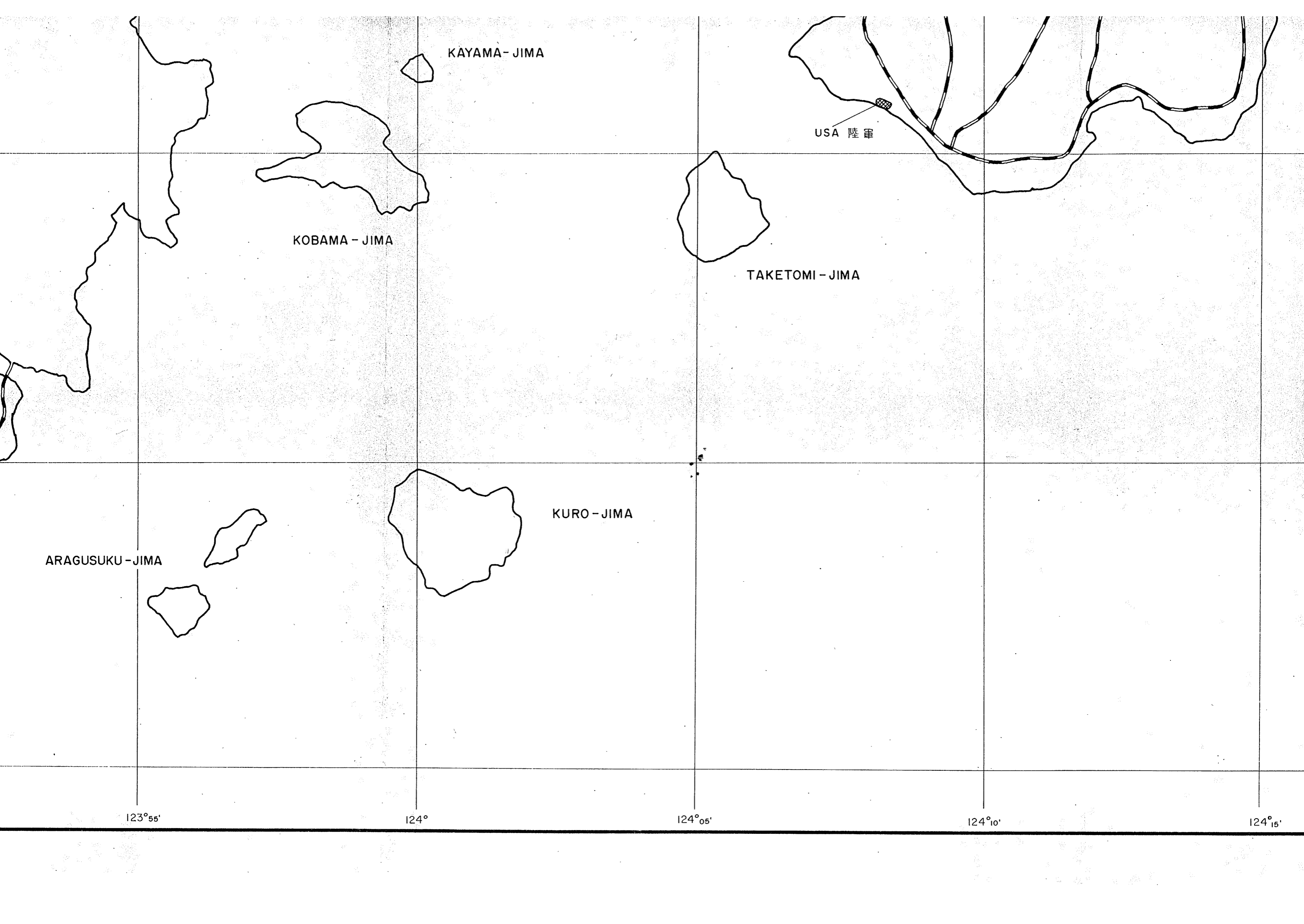
123°50'

24°05'

HATERUMA - JIMA

ARAGUSUKU - JIMA

123°55'



KAYAMA-JIMA

USA 陸軍

KOBAMA-JIMA

TAKETOMI-JIMA

KURO-JIMA

ARAGUSUKU-JIMA

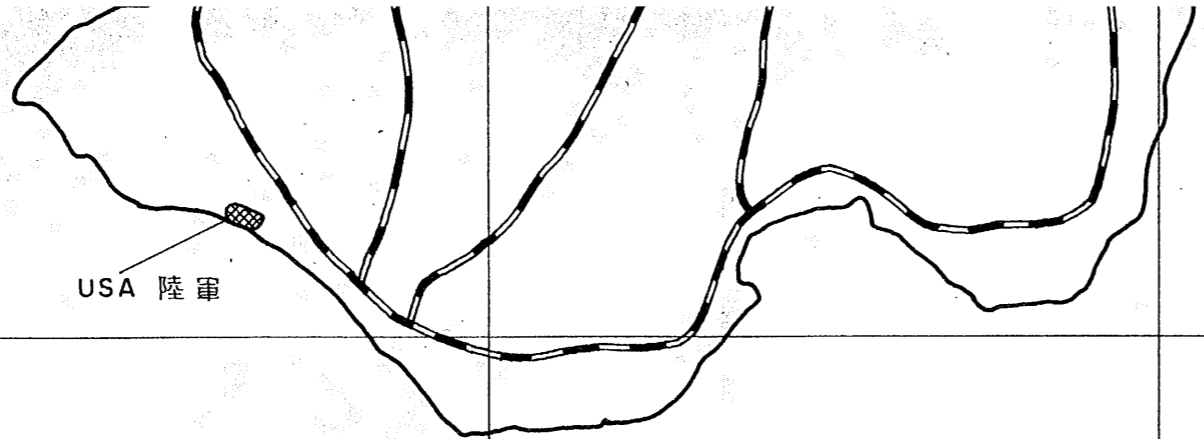
123°55'

124°

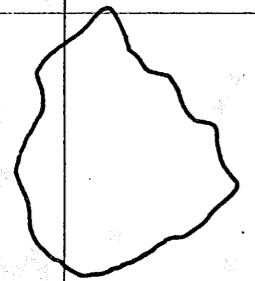
124°05'

124°10'

124°15'



24°20'



TAKETOMI - JIMA

24°15'

KURO - JIMA

24°10'

124°05'

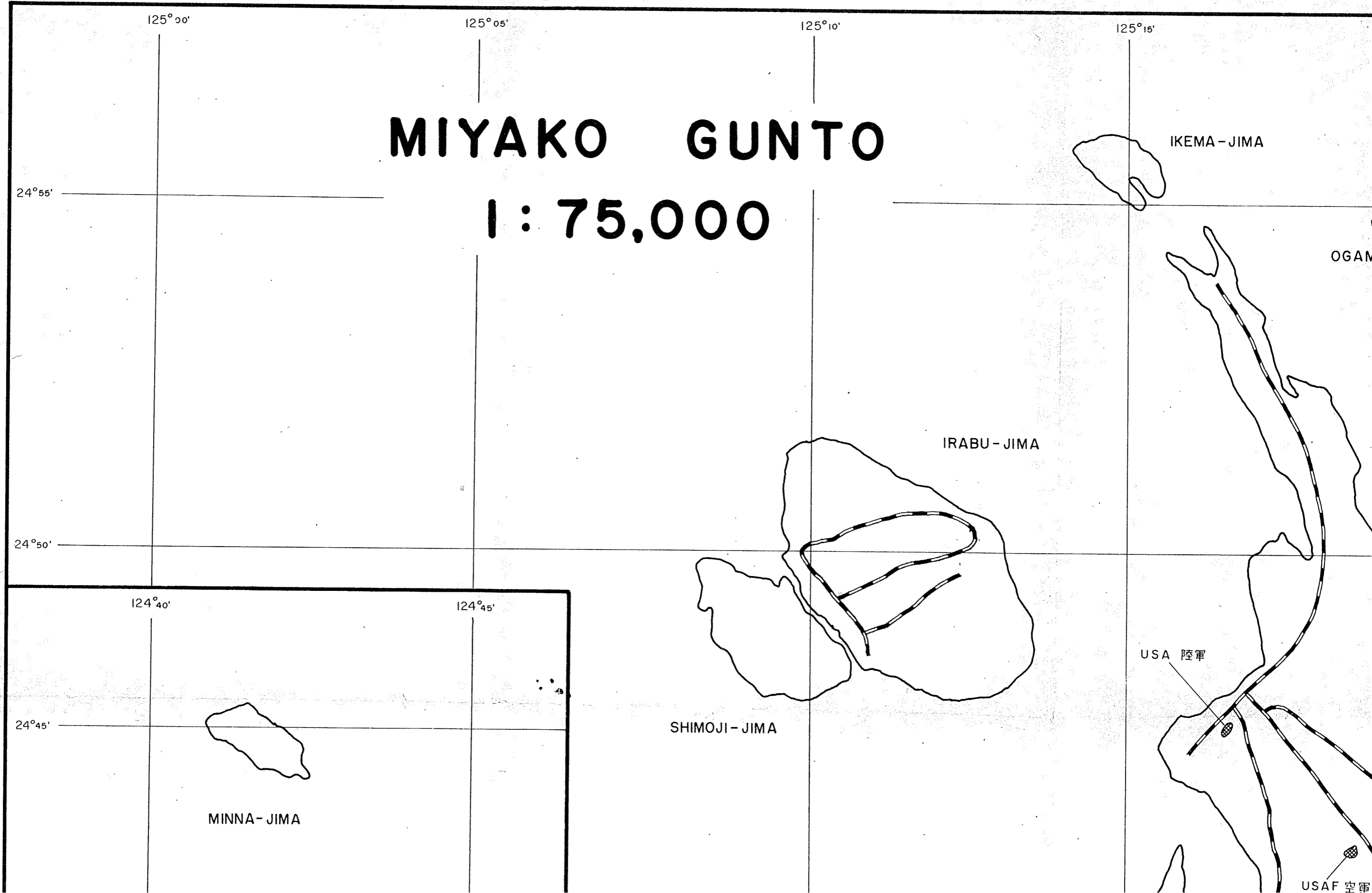
124°10'

124°15'

124°20'

MIYAKO GUNTO

1:75,000



IKEMA-JIMA

OGAM

IRABU-JIMA

SHIMOJI-JIMA

MINNA-JIMA

USA 陸軍

USAF 空軍

UNTO
D

125°10'

125°15'

125°20'

125°25'

IKEMA-JIMA

24°55'

OGAMI-JIMA

IRABU-JIMA

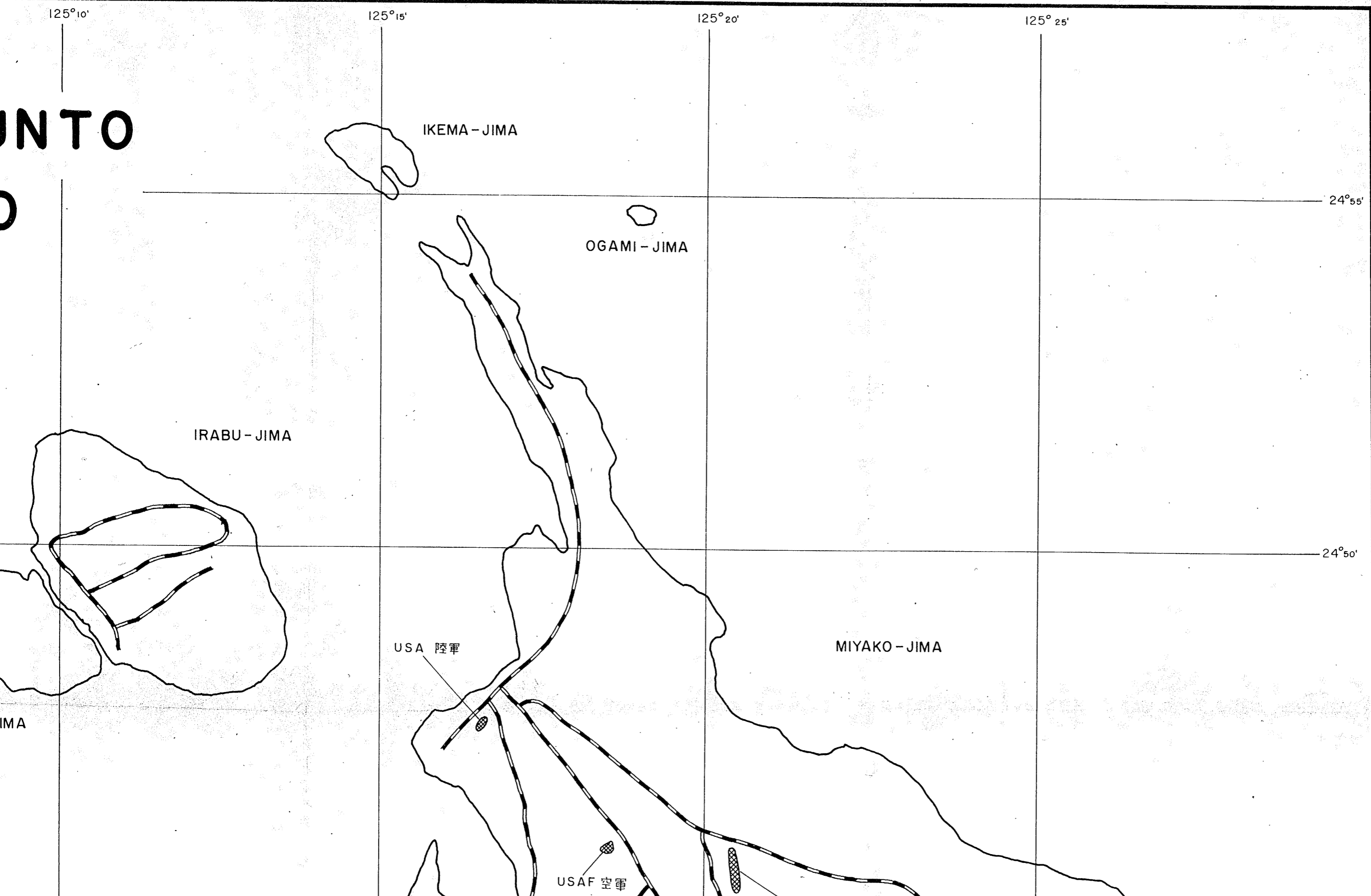
24°50'

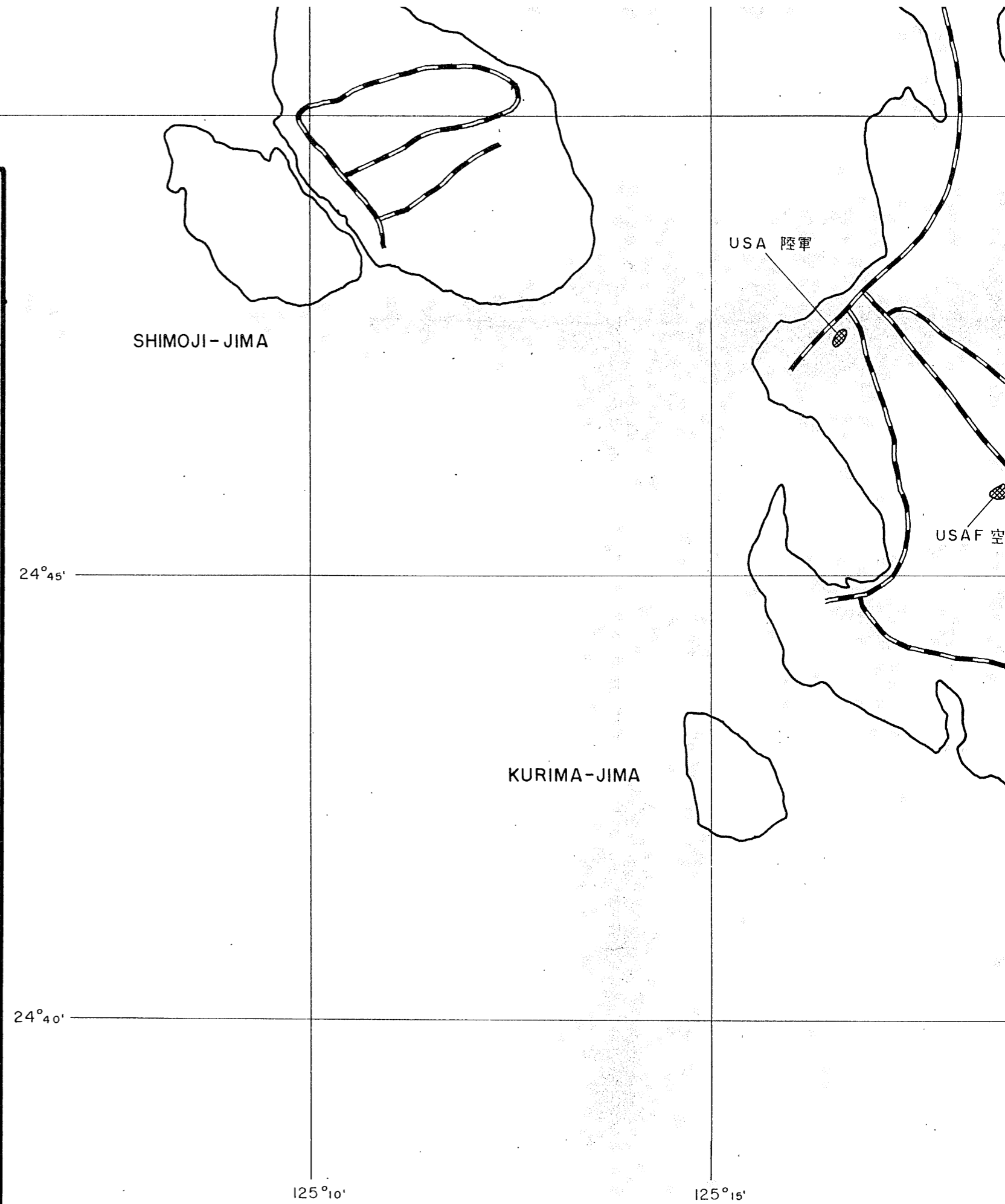
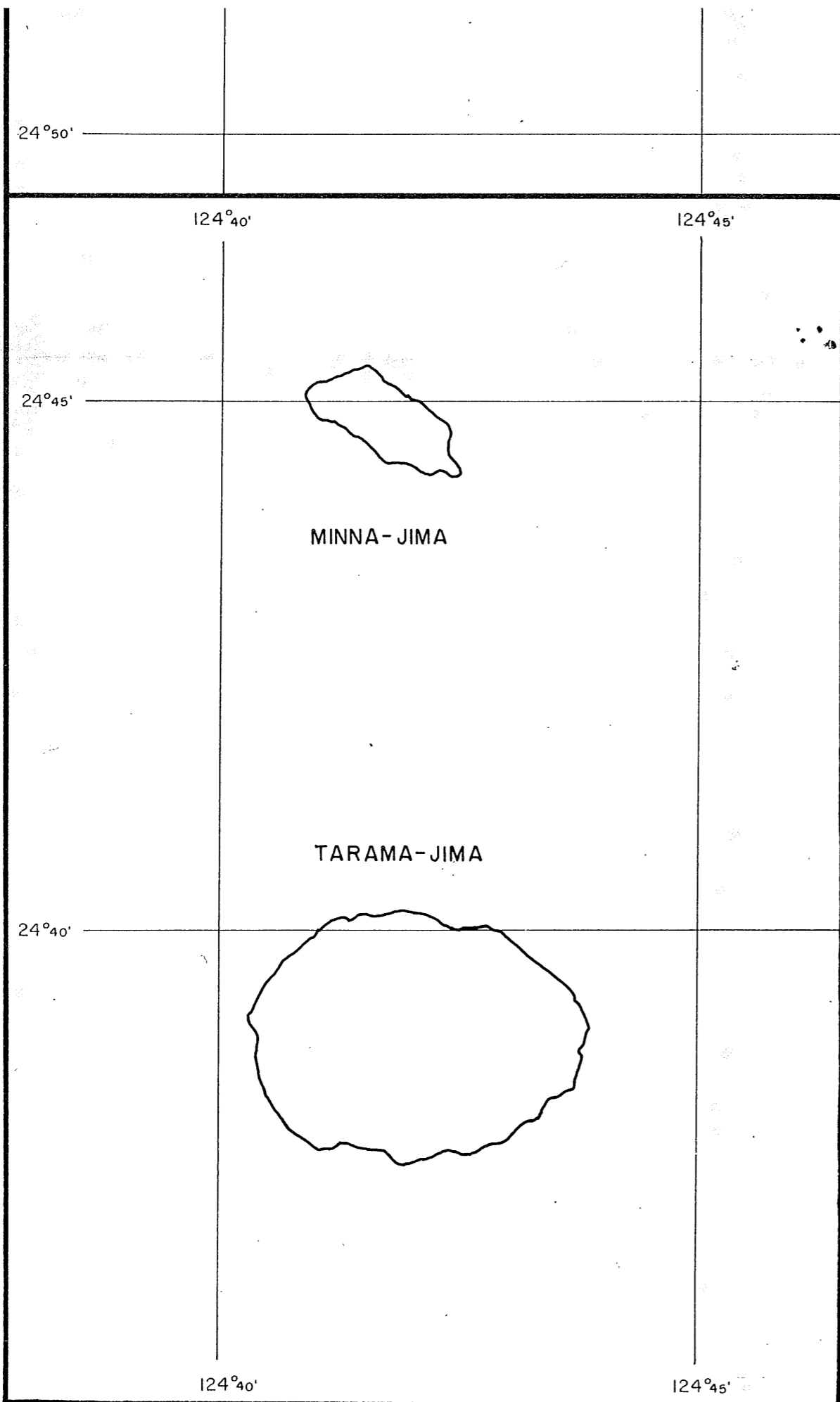
USA 陸軍

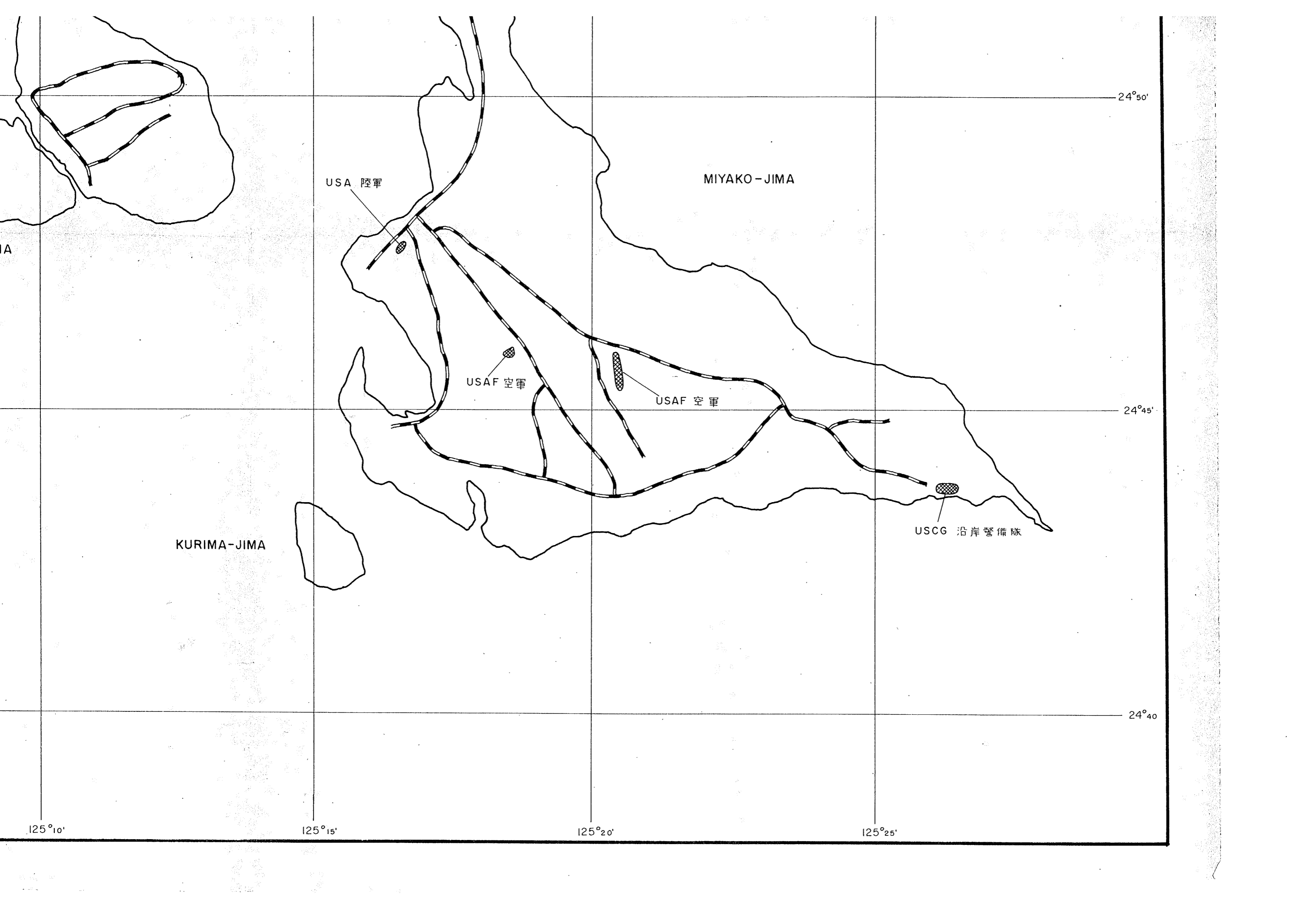
MIYAKO-JIMA

JIMA

USAF 空軍







24°50'

MIYAKO-JIMA

USA 陸軍

USAF 空軍

USAF 空軍

24°45'

KURIMA-JIMA

USCG 沿岸警備隊

24°40'

125°10'

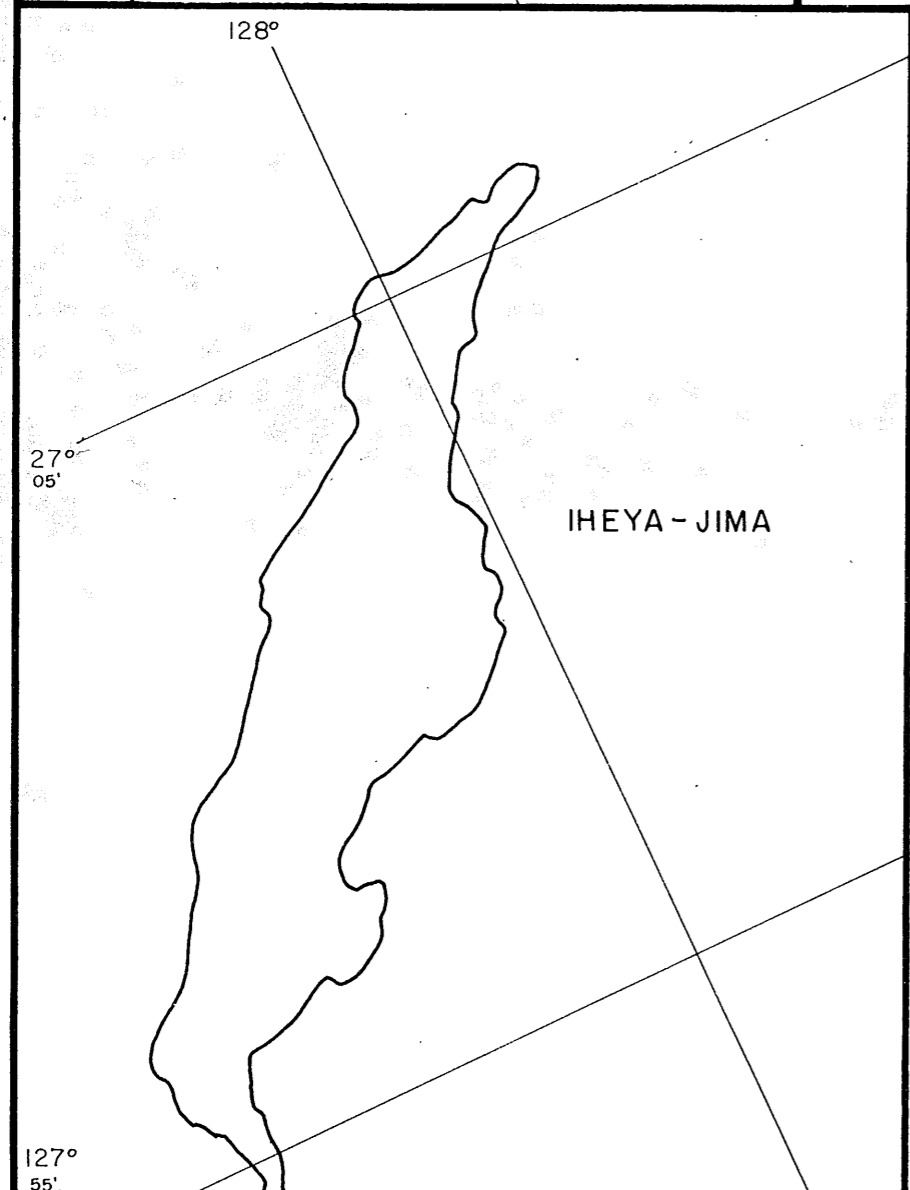
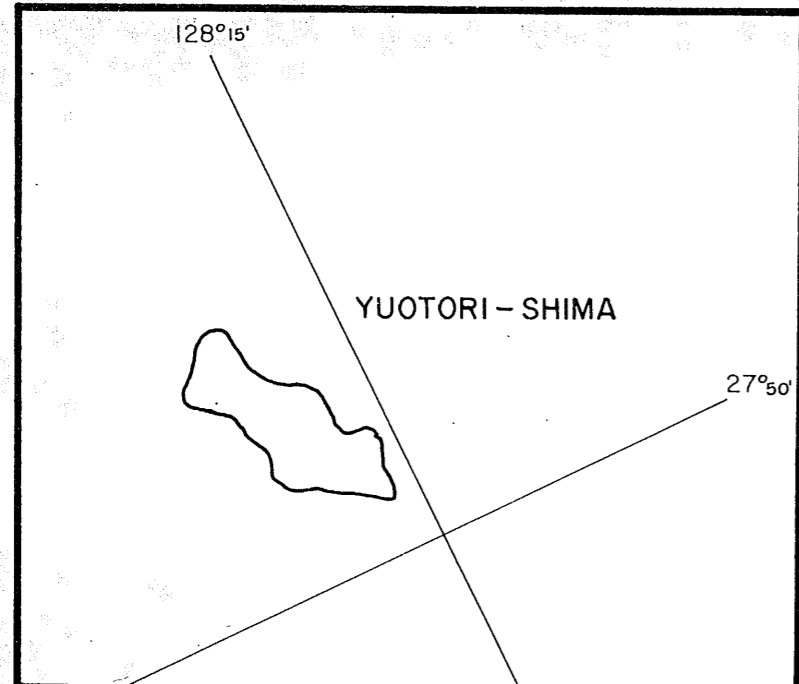
125°15'

125°20'

125°25'


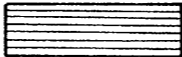


OKINAWA - GUNTO

1 : 75,000



LEGEND 註記

SOME INSTALLATIONS ARE NOT SHOWN ON THIS MAP EITHER BECAUSE OF THEIR SMALL
 或る施設がこの地図の上には表われていないのはそれが小さいためか又は
 SIZE OR BECAUSE DEPICTING THEIR EXACT LOCATION IS INCONSISTENT WITH SECURITY
 それらの位置を明確に表わすことは安全保障に相反するがためである。
 RESTRICTIONS. INCLUDED IN THE LATTER CATEGORY ARE, FOR EXAMPLE, THE NIKE
 例えば後の方の部門に含まれているもので琉球を防備しているナイキと
 AND HAWK AIR DEFENSE MISSILE SITES PROTECTING THE ISLANDS. THE TOTAL
 ホーク防空ミサイル施設がそれである。表われていないこれらの施設の
 ACREAGE OF THE SITES NOT SHOWN IS 770.68 OF WHICH 68.83 ACRES ARE
 総面積は770.68エーカーでその内の68.83エーカーは農業用として
 LICENSED TO RYUKYUAN CIVILIANS, AT NO COST, FOR AGRICULTURAL USE,
 無料で琉球民間人に許可してある。

-  US CONTROLLED LAND
 米国が管理している土地
-  US CONTROLLED AREA LICENSED AT NO COST TO RYUKYUAN CIVILIANS FOR AGRICULTURAL USE.
 農業用として無料で琉球民間人に許可している米国が管理している地域
-  CIVILIAN ROADS
 民間道路
-  MILITARY ROADS
 軍道路

THE MILITARY ROAD NET IS ON LAND LEASED BY THE UNITED STATES. THESE
 軍道路網は米国が借りた土地の上に設けられている。その道路維持には
 ROADS ARE MAINTAINED BY THE MILITARY. THE MILITARY ROADS ARE
 米軍が当たっている。軍道路は琉球民間人が技術と米軍の黙許に

USA 陸軍

OKINAWA - GUNTO

1 : 75,000

NOT SHOWN ON THIS MAP EITHER BECAUSE OF THEIR SMALL SIZE OR BECAUSE THEIR EXACT LOCATION IS INCONSISTENT WITH SECURITY. THE LATTER CATEGORY ARE, FOR EXAMPLE, THE NIKE MISSILE SITES PROTECTING THE ISLANDS. THE TOTAL AREA LICENSED AT NO COST TO RYUKYUAN CIVILIANS FOR AGRICULTURAL USE IS 770.68 ACRES OF WHICH 68.83 ACRES ARE LICENSED AT NO COST TO RYUKYUAN CIVILIANS FOR AGRICULTURAL USE, AT NO COST, FOR AGRICULTURAL USE, AT NO COST, FOR AGRICULTURAL USE, AT NO COST, FOR AGRICULTURAL USE.

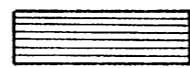
LAND
いる土地

AREA LICENSED AT NO COST TO RYUKYUAN CIVILIANS FOR AGRICULTURAL USE.
料で琉球民間人に許可している米軍が管理している地域

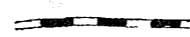
LAND LEASED BY THE UNITED STATES. THESE ARE THE MILITARY. THE MILITARY ROADS ARE MAINTAINED BY THE MILITARY. THE MILITARY ROADS ARE MAINTAINED BY THE MILITARY. THE MILITARY ROADS ARE MAINTAINED BY THE MILITARY.

USA 陸軍





US CONTROLLED AREA LICENSED AT NO COST TO RYUKYUAN CIVILIANS FOR AGRICULTURAL USE.
 農業用として無料で琉球民間人に許可している米国が管理している地域



CIVILIAN ROADS
 民間道路



MILITARY ROADS
 軍道路

THE MILITARY ROAD NET IS ON LAND LEASED BY THE UNITED STATES. THESE
 軍道路網は米国が借りた土地の上に設けられている。その道路維持には
 ROADS ARE MAINTAINED BY THE MILITARY. THE MILITARY ROADS ARE
 米軍が当たっている。軍道路は琉球民間人が技術上米軍の黙許に
 CONSTANTLY USED BY RYUKYUAN CIVILIANS, WITH THE CONSENT OF THE
 よって始終使われている。
 US MILITARY.

127°
55'

27°

NOHO - JIMA

GUSHIKAWA - JIMA

IZENA - JIMA

YANAHA - JIMA

26°
55'

26°
45'

KOURI - JIMA

127°
55'

YAGAJI - SHIMA

127°
50'

USMC
 海兵隊

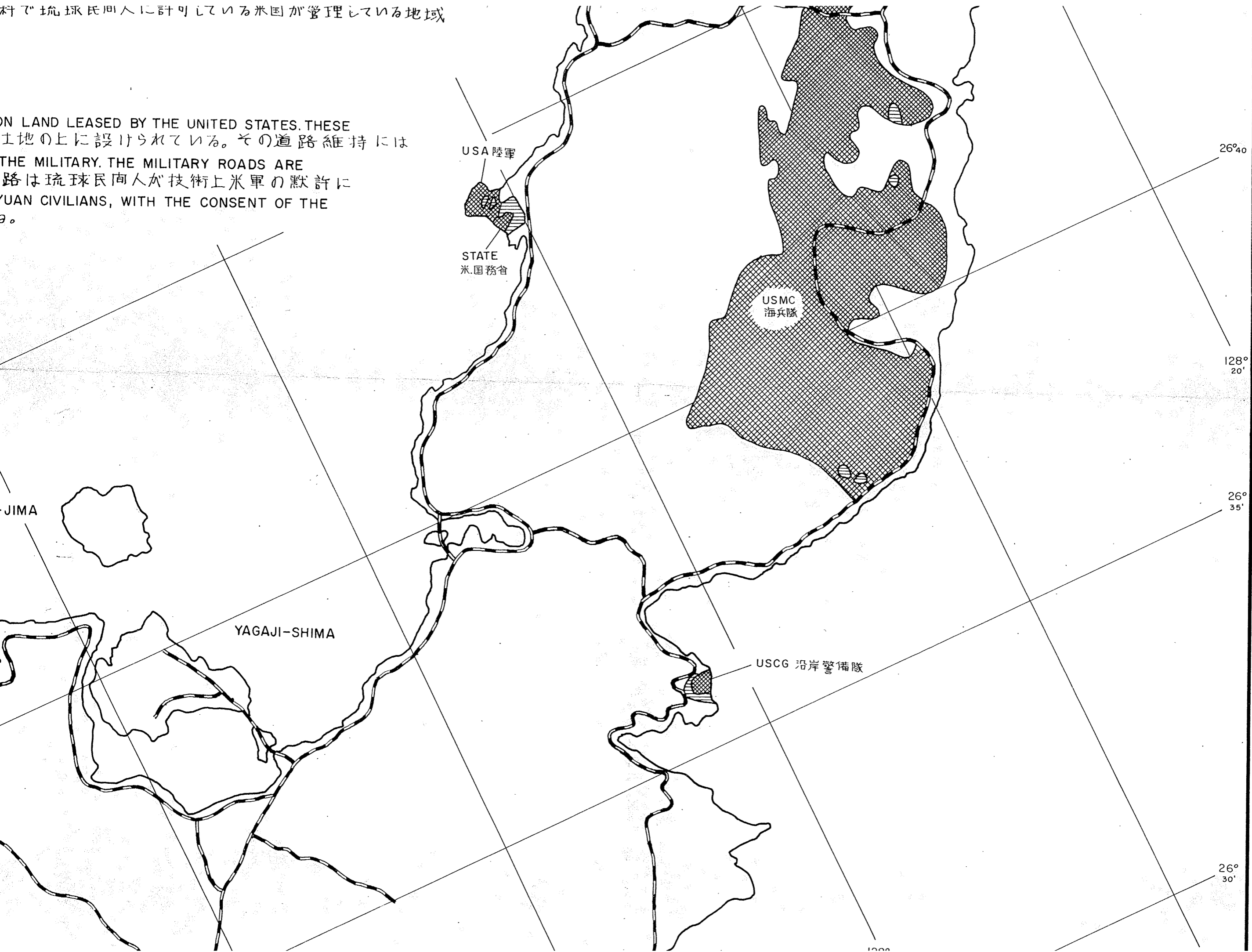
USA 陸軍

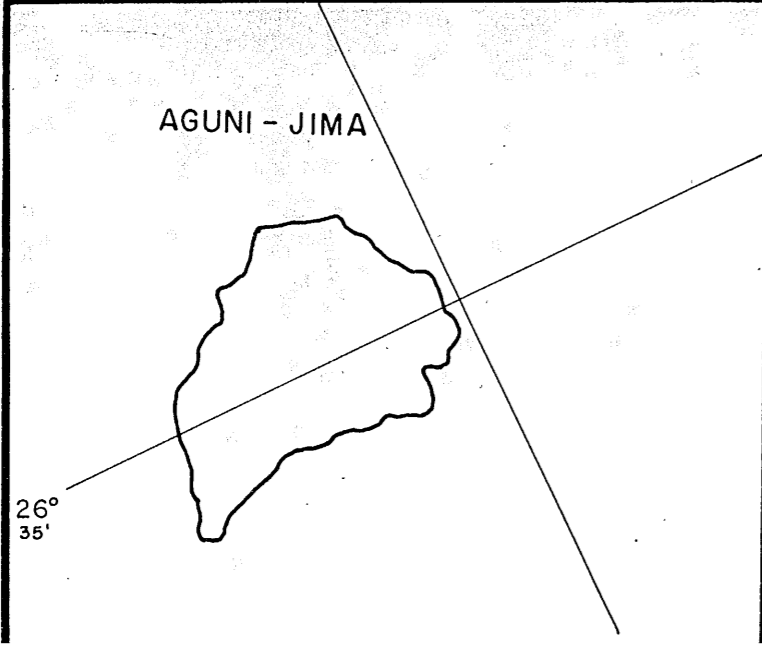
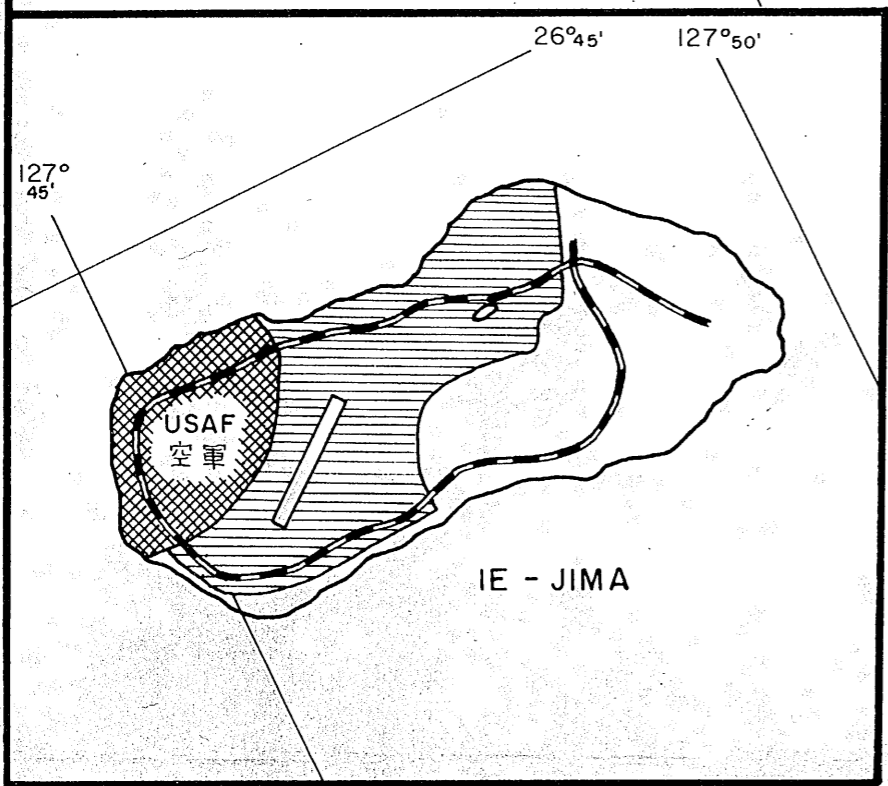
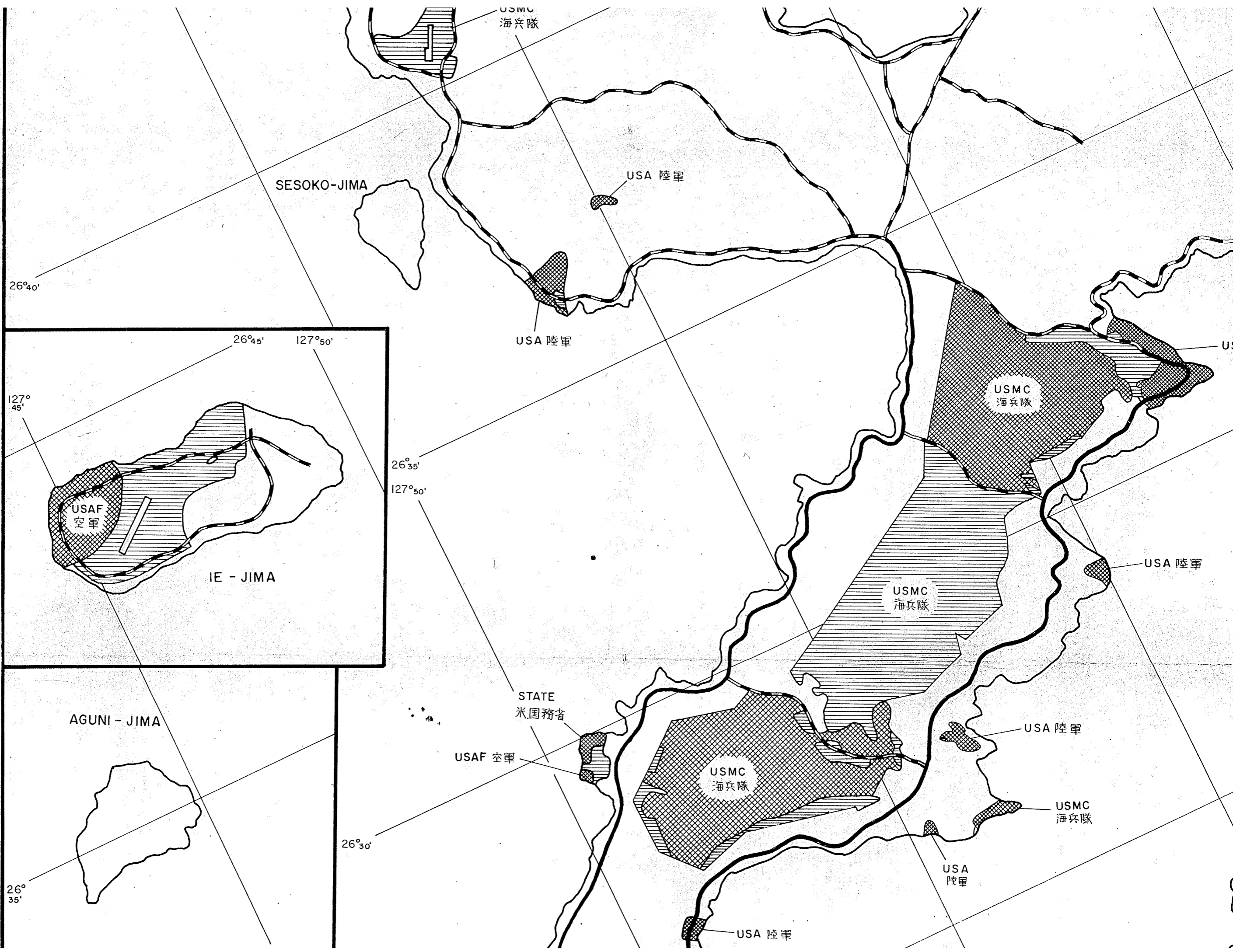
STATE
 米.国務省

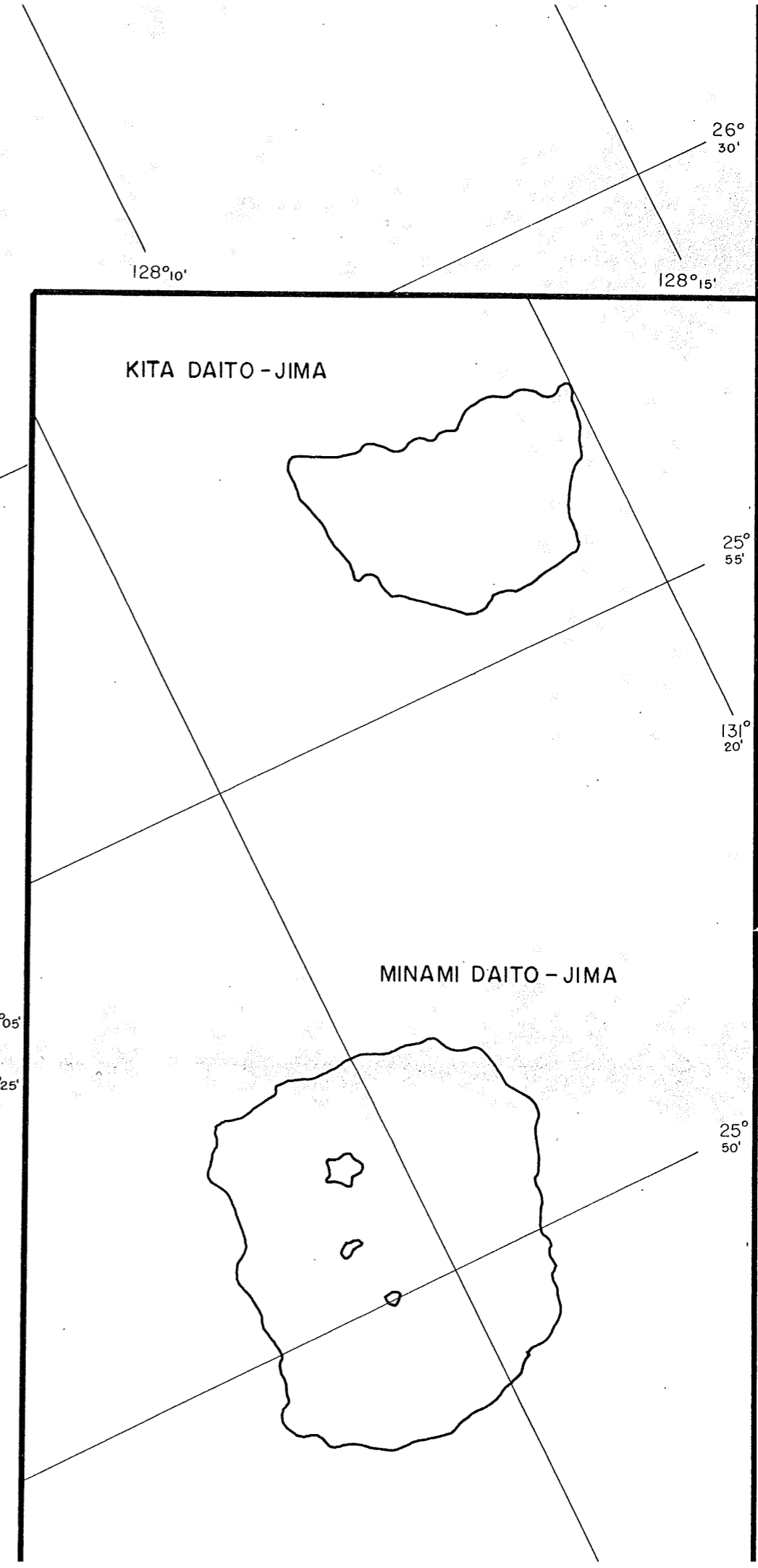
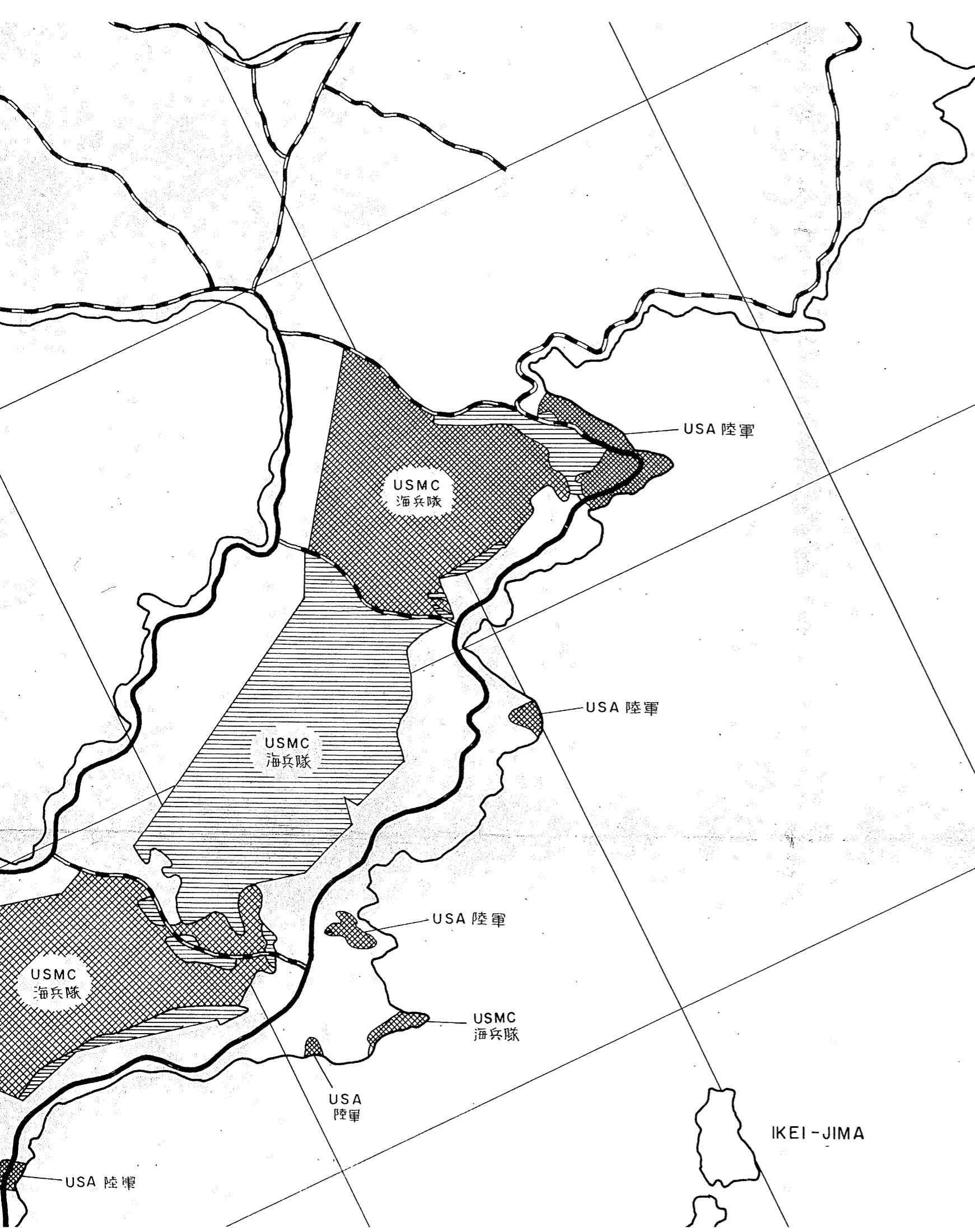


料で琉球民間人に許可している米国が管理している地域

ON LAND LEASED BY THE UNITED STATES. THESE
土地の上に設けられている。その道路維持には
THE MILITARY. THE MILITARY ROADS ARE
路は琉球民間人が技術上米軍の黙許に
YUAN CIVILIANS, WITH THE CONSENT OF THE
の。







AGUNI - JIMA

26°
35'

127°15'

TONAKI - JIMA

26°20'

127°10'

127°40'

26°25'

STATE
米國務省

USAF 空軍

USMC
海兵隊

USA 陸軍

USMC
海兵隊

USA
陸軍

USA 陸軍

26°30'

127°45'

USA 陸軍

USMC 海兵隊

USA 陸軍

USA 陸軍

STATE 米國務省

USMC
海兵隊

USMC 海兵隊

USA 陸軍

USAF
空軍

USA
陸軍

USMC
海兵隊

USA
陸軍

USN
海軍

YABUCHI-

USN 海軍

USN 海軍

USA 陸軍

USN 海軍

USAF
空軍

USAF 空軍

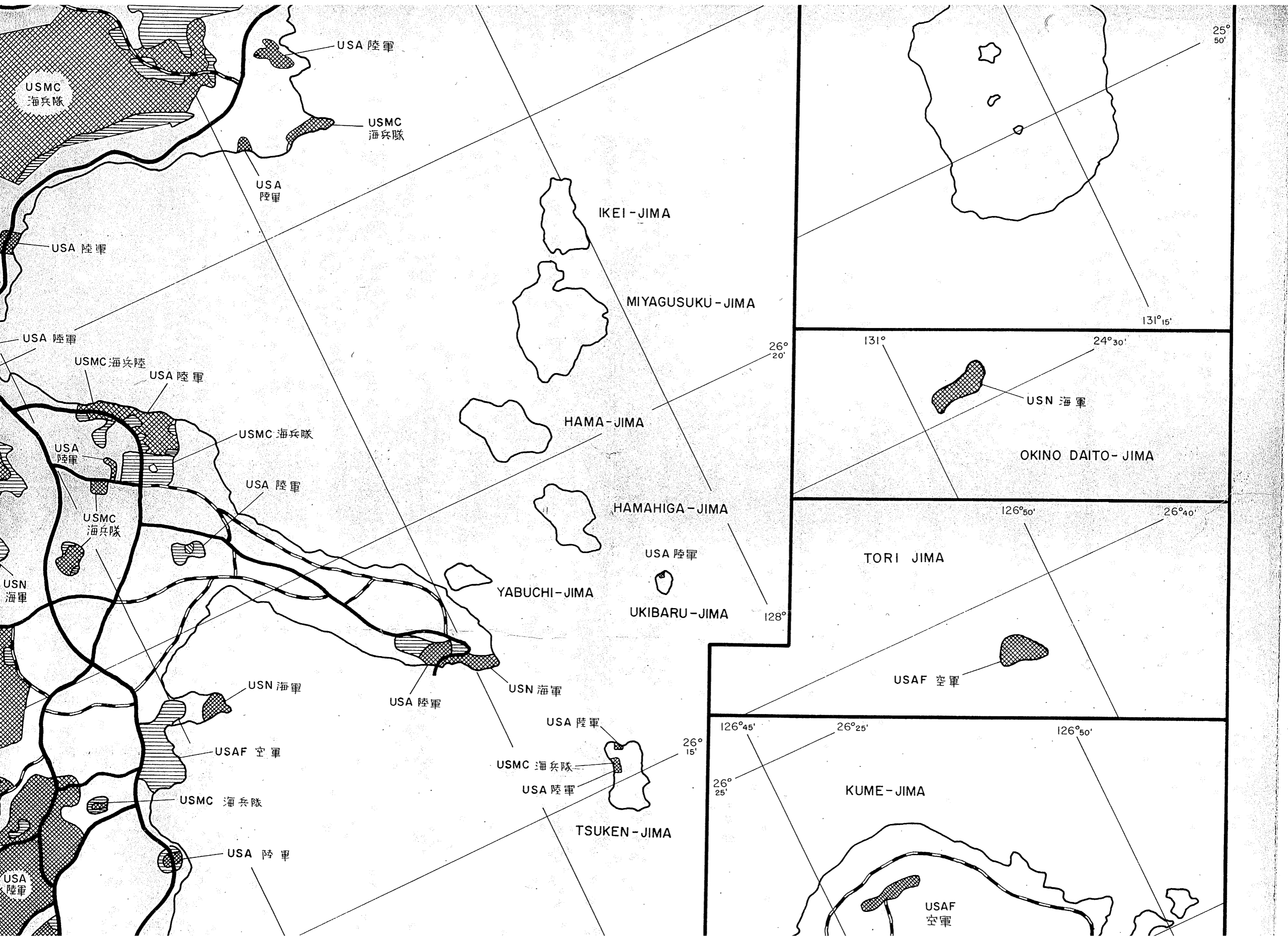
USMC 海兵

USA 陸

USMC 海兵隊

USA 陸軍

USA
陸軍



USA 陸軍

USMC 海兵隊

USMC 海兵隊

USA 陸軍

IKEI-JIMA

MIYAGUSUKU-JIMA

USA 陸軍

USA 陸軍

USMC 海兵隊

USA 陸軍

USMC 海兵隊

HAMA-JIMA

HAMA-HIGA-JIMA

USA 陸軍

YABUCHI-JIMA

UKIBARU-JIMA

USA 陸軍

USMC 海兵隊

USN 海軍

USN 海軍

USA 陸軍

USN 海軍

USA 陸軍

USAF 空軍

USMC 海兵隊

USA 陸軍

USMC 海兵隊

USA 陸軍

TSUKEN-JIMA

USN 海軍

OKINO DAITO-JIMA

TORI JIMA

USAF 空軍

KUME-JIMA

USAF 空軍

25° 50'

131° 15'

131°

24° 30'

26° 20'

126° 50'

26° 40'

128°

126° 45'

26° 25'

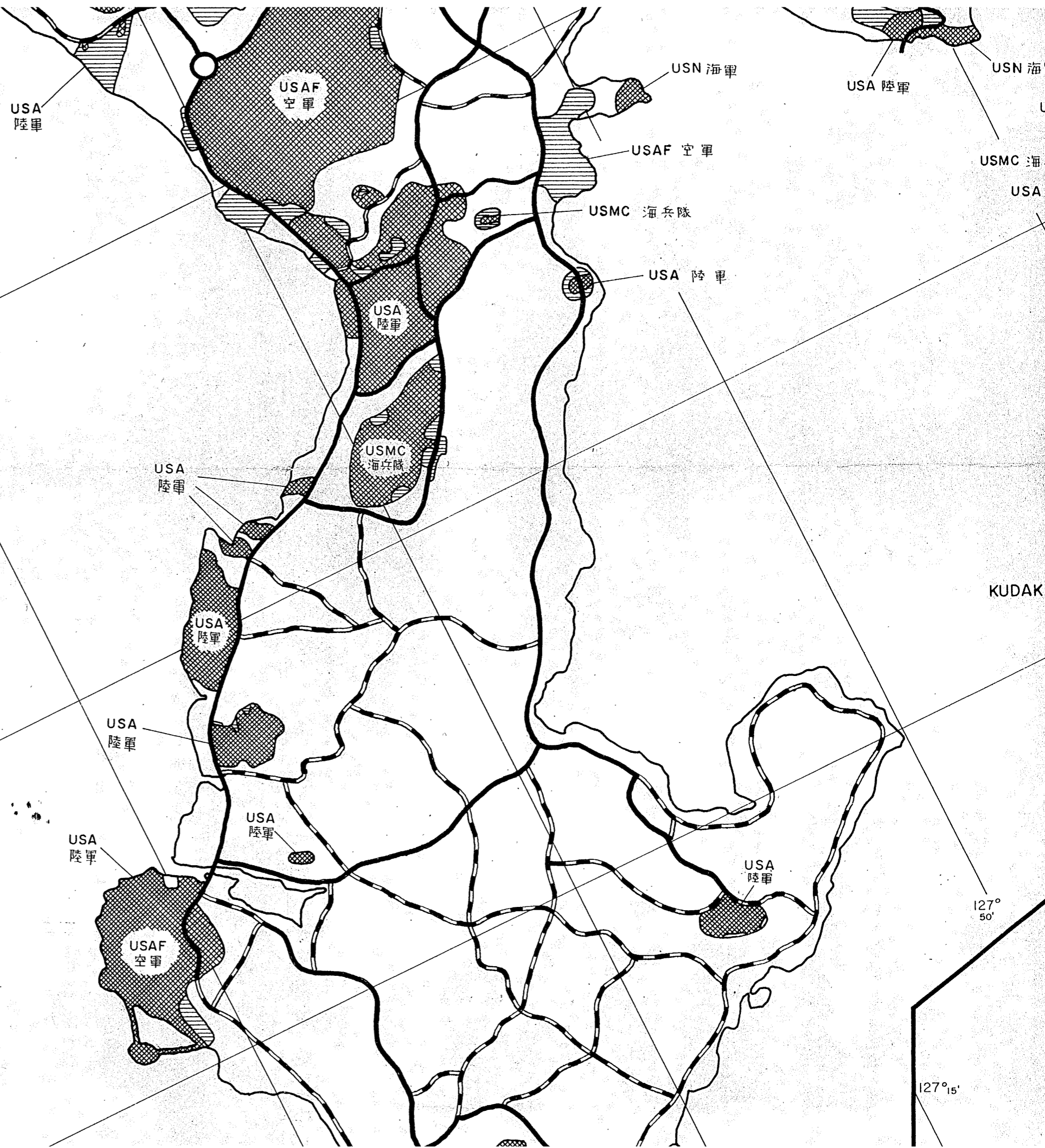
126° 50'

26° 25'

26°25'

127°35'

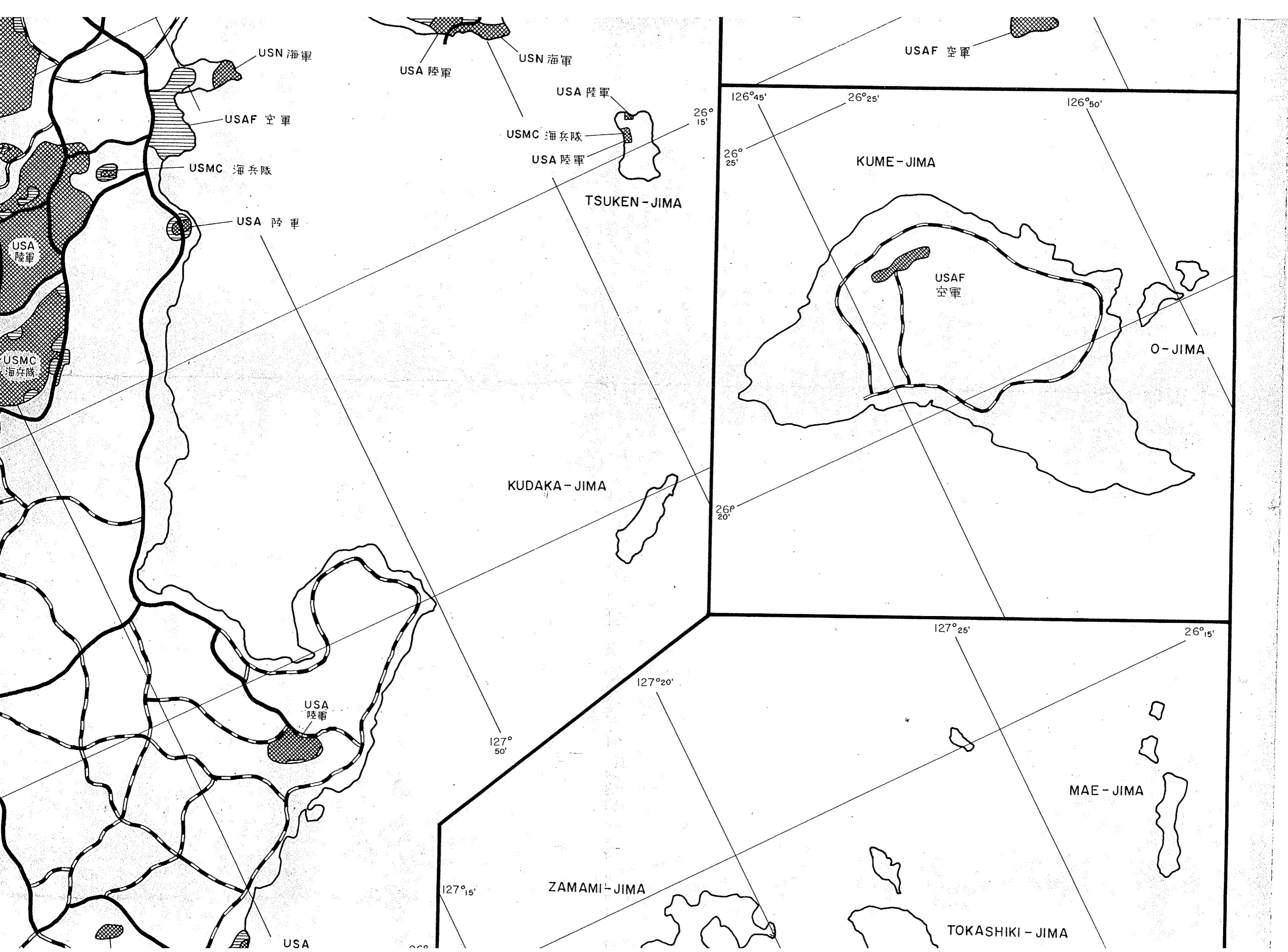
26°20'



KUDAKA

127°50'

127°15'



USN 海軍

USA 陸軍

USN 海軍

USA 陸軍

USMC 海兵隊

USA 陸軍

TSUKEN-JIMA

USAF 空軍

USMC 海兵隊

USA 陸軍

USA 陸軍

USMC 海兵隊

USAF 空軍

126°45'

26°25'

126°50'

26°25'

KUME-JIMA

USAF 空軍

O-JIMA

KUDAKA-JIMA

26°20'

USA 陸軍

127°50'

127°20'

127°25'

26°15'

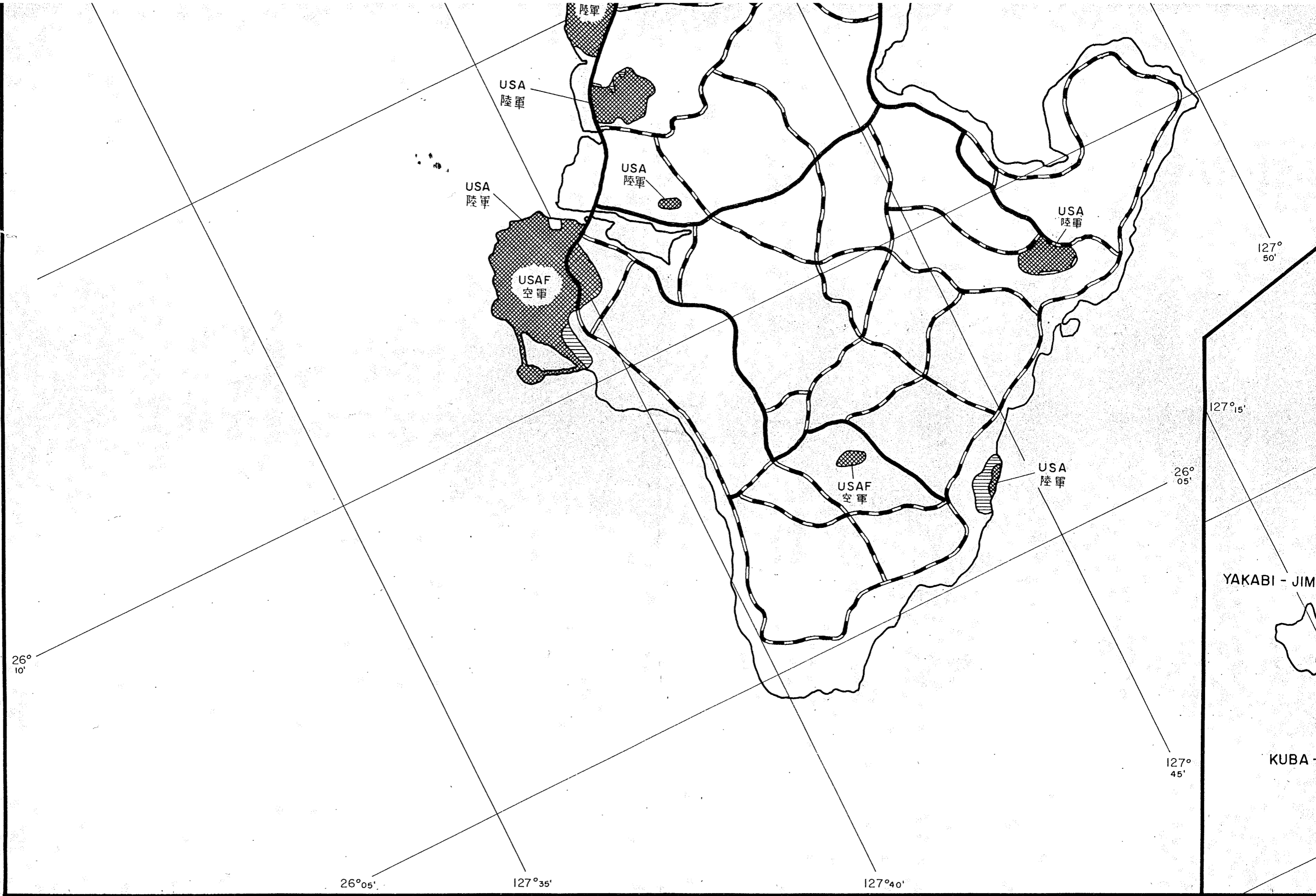
MAE-JIMA

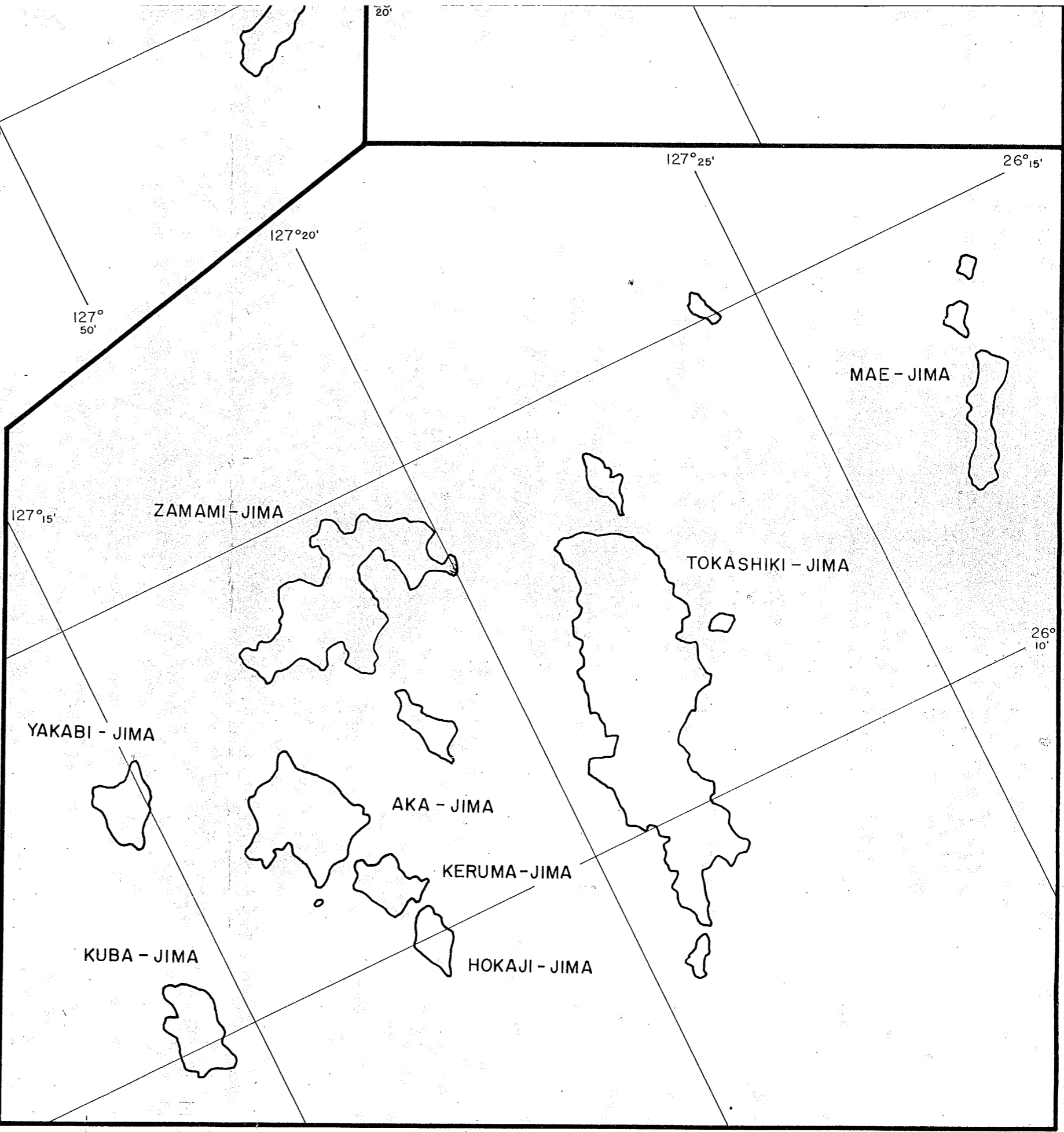
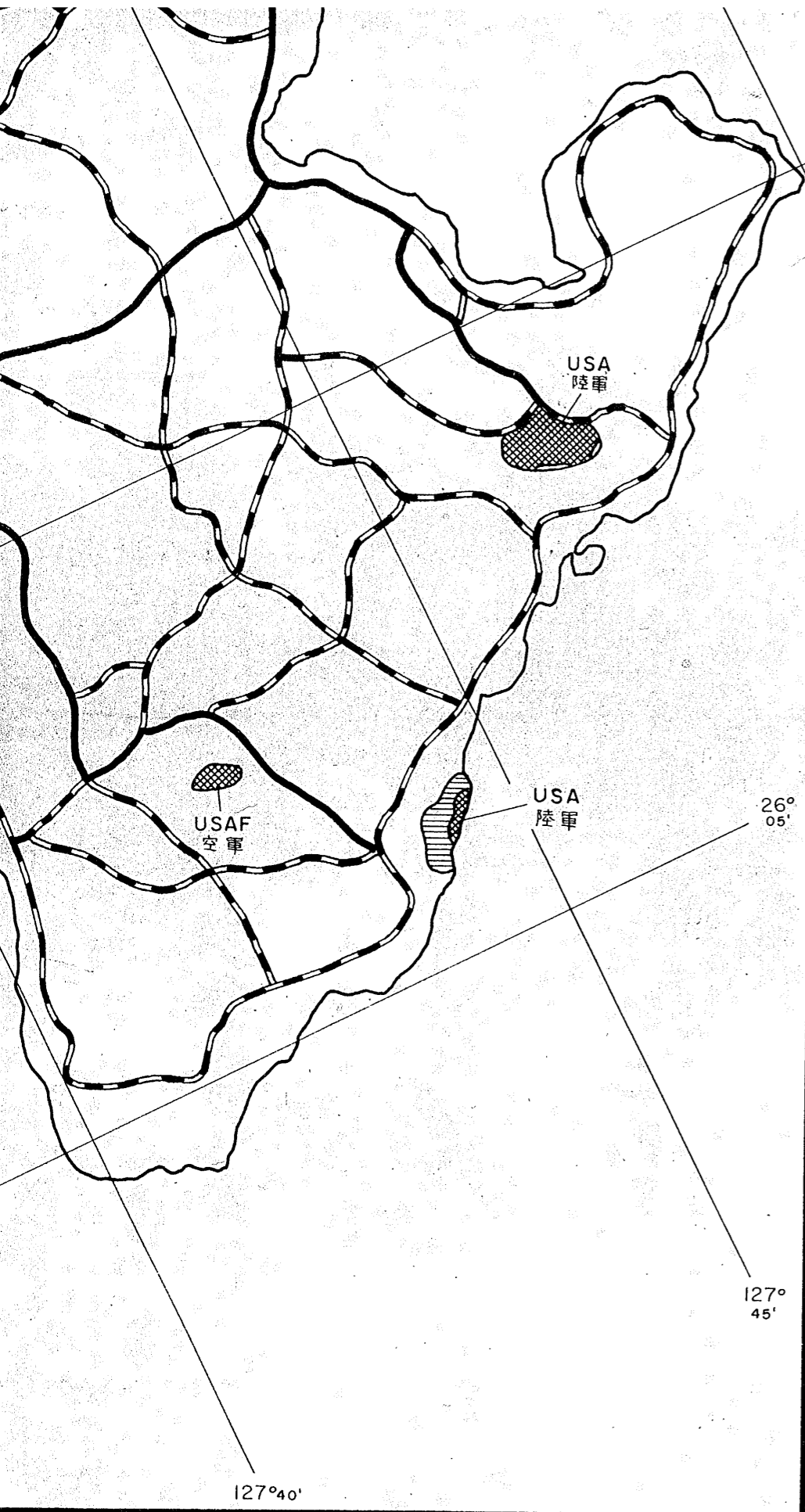
127°15'

ZAMAMI-JIMA

TOKASHIKI-JIMA

USA





取扱注意

条約課長

法規課長

アメリカ局長

参事

北米第一課長

沖縄土地問題について

45.7.22
米北一

最近4年北米第一課長が沖縄に出張し
在際、在沖に用いた土地の面積

より入手した資料を
下の通り別添
内書状にて。

記

1. 地産地消会長より 立法院換呈書(南洋
省)送付あり。1971年度補助金増額

1.1473号請書(別添第1)

GA-5

外務省

2. 1971年度地産地消会 申請計画書
(別添第2)

3. 1971年度 同上 修正計画書 (別添第3)

4. 地産地消会 修正計画書 (別添第4)

5. 地産地消会作成 「年間地産地消会
内題書」 (別添第5)

注(1) 参記 2.~5. 14 (別添第1)の 24頁

(2) 参記 5. 14 号が既に入手済み。

GA-6

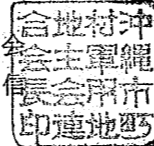
外務省

1970

軍地連発第 41 号
1970年7月13日

立法院議員
大田昌文 殿

沖縄市町村軍用地々主会連合会
会長 比嘉貞



71年度補助金増額要請について

1972年の復帰に伴い現在の軍用地は安保条約に基づく地位協定の適用をうけることが予想されるため、復帰前において、あらゆる軍用地問題の抜本的な対策を講ずる必要に迫られております。

とりわけ、講和前において形質変更が加えられた軍用地の復元補償については、解放時点の如何にかかわらず、米国は「対日平和条約第19条a項」による請求権放棄を理由に、軍用地々主の復元補償請求をことごとく却下し続けているため、関係軍用地々主の困惑はその極に達しています。

よつて、該補償に係る請求権を持続させると共に、本問題の早期解決を図る必要から、民政府土地裁判所に本問題を訴訟提起いたしたいと存じます。

については、71年度の本会に対する政府補助金として1,520ドル予算計上されていますが、復元補償請求訴訟に伴い3,000ドルの補助金増額を必要としますので、何卒関係軍用地々主の窮状をご斟酌下さいまして特別なるご配慮により、補助額4,520ドルの予算措置を講じて戴きますようお願い申し上げます。

添付書類

- 1、71年度事業計画書
- 2、71年度収支予算書
- 3、政府補助金収支計画書
- 4、軍用地復元補償の問題点

71年度事業計画書

一 要旨

軍用地に関する諸問題の円満且つ適正妥当な解決を図り、併せて軍用地々主の財産権擁護に努める。

二 内容

1、調査活動並びに資料収集

- (1) 軍用地の契約方式並びに内容についての調査研究。
- (2) 関係法令の調査研究。
- (3) 市町村別地目等級別の軍用地調書作成。
- (4) 軍用地表示図面の作成。
- (5) 市町村別地価及び賃貸借状況の実態調査並びに資料収集。
- (6) 主要作物の生産及び収益状況並びに資料収集。
- (7) 農地利用率の調査並びに資料収集。
- (8) 解放地の実態調査並びに資料収集。
- (9) 国有地の実態調査並びに資料収集。
- (10) 土地所有権喪失者の実態調査並びに資料収集。
- (11) 軍用地の接収に伴う未補償財産の調査並びに資料収集。
- (12) 基地交付金制度の調査研究。
- (13) 訴訟並びに陳情に伴う資料作成。
- (14) 不動産鑑定による軍用地の実態調査。
- (15) 講和前未補償問題（削除された土地使用料、物件等）の調査並びに資料収集。

2、広報活動

- (1) 広報の発刊。
- (2) 軍用地問題の実態取材。
- (3) その他軍用地問題の重要性を訴えるため、広報活動を充実強化し、マスコミ対策を図る。

3、訴訟、陳情、折衝等の充実強化。

(1) 復元補償問題の土地諮問委員会並びに土地裁判所提起。

訴訟提起予定の件数及び内容

市町村名	件数	地主数	坪数	補償要求額
上本部村	1	150	97,760	303,957.72
本部町	1	74	34,472	61,442.42
伊江村	1	574	710,414	1,782,314.13
美里村	1	934	202,946.90	1,043,789.34
勝連村	1	13	447	1,815.90
長志川市	1	11	2,407	14,903
コザ市	1	3	412	2,155.96
読谷村	1	298	201,473.03	1,042,639.06
北谷村	1	29	3,938	14,801.20
北中城村	1	54	3,654	9,451
中城村	1	106	33,395	199,423
宜野湾市	1	102	18,691	73,077.32
糸満町	1	20	10,240	44,817
玉城村	1	59	2,854	14,790.27
佐敷村	1	17	2,629	1,035.20
合計	15	2,444	1,144,732.93	4,610,803.02

461,811

(2) 特殊地域設定訴訟の審理開廷促進。

(3) 調査に基づく関係当局への陳情並びに折衝推進。

4、組織の強化。

- (1) 関係軍用地々主の意思統一を図るため、市町村地主会の組織を強化する。
- (2) 市町村並びに地主会との連携を緊密にし、事務局運営の充実強化を図る。

5、その他軍用地との関連により随時発生する諸問題の解決処理を図る。

1971年度収支予算書

自 1970年7月 1日
至 1971年6月30日

収入の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説明
会費	6,204.00	6,234.00	△ 30.00	市町村分担金
補助金	4,520.00	2,800.00	1,720.00	琉球政府補助金
助成金	1,110.00	1,110.00	0	南方同胞援護会 助成金(40万円相当分)
寄付金	1.00	1.00	0	
雑収入	3,130.00	921.00	2,209.00	予金利息、その他
職給与 繰入金	1.00	105.00	△ 104.00	
繰越金	1.00	179.00	△ 178.00	
財産収入	6,840.00	4,860.00	1,980.00	会館事業収入 (貸アパート)
繰入金	20,000.00	9,800.00	10,200.00	特別会計よりの繰入金
合計	41,807.00	26,010.00	15,797.00	

支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説明
総会費	60.00	64.00	△ 4.00	食糧雑費
役員会費	912.00	550.00	362.00	費用弁償792(13人分) 食糧雑費120
受任者協議会費	0	50.00	△ 50.00	
役員報酬	2,230.00	1,440.00	790.00	正副会長(2人)1,680 役員(11人)550
職員給料	13,332.00	6,552.00	6,780.00	職員5人 1,111×12=13,332
期末手当	4,820.00	2,668.00	2,152.00	621×500%=3,105 490×350%=1,715
超過勤務手当	600.00	280.00	320.00	50×12=600
非常勤務手当	1.00	1.00	0	
退職給与金	1.00	105.00	△ 104.00	
旅費	2,520.00	2,700.00	△ 180.00	管内720 管外1,800
備品費	3,790.00	2,100.00	1,690.00	乗用車購入費2,000 輪転機400 テーブル590 その他什器類 800
消耗品費	480.00	260.00	220.00	事務用消耗品
広告印刷費	950.00	730.00	220.00	広告料180 印刷費770
通信費	540.00	480.00	60.00	電話料480 切手、ハガキ60
借家賃	0	120.00	△ 120.00	
雑費	680.00	660.00	20.00	光熱水費360 その他諸雑費320

支出の部				
料 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
保 險 費	910.00	425.00	485.00	医療、失業保険894 厚生年金367火災109 自動車40
維持管理費	700.00	1,380.00	△680.00	油脂燃料、修善費
調 査 費	4,430.00	3,000.00	1,430.00	研究費1,200その他230 資料作成1,800 訴訟調査費1,200
渉 外 費	1,500.00	1,300.00	200.00	事務折衝費
退職給与積立金	500.00	500.00	0	職員退職積立金
弁 護 料	1,900.00	400.00	1,500.00	100×4件=400借賃訴訟 100×15件=1,500復元補償訴訟
弁 護 人 日 当	500.00	120.00	380.00	10×50日=500
証 人 手 当	134.00	12.00	122.00	2×67人=134
予 備 費	317.00	113.00	204.00	
	41,807.00	26,010.00	15,797.00	

補助金収支計画書		
収入内訳		
料 目	予 算 額	説 明
補助金	4,520.00	琉球政府補助金
収入合計	4,520.00	
支出内訳		
料 目	予 算 額	説 明
1、職員給料	540.00	45×12月=540.00
2、調 査 費	1,600.00	借賃訴訟調査費60×4件=240.00 復元補償訴訟調査費60×14件=840.00 資料作成及び翻訳費20×26件=520.00 計1,600.00
3、弁 護 料	1,800.00	借賃改定訴訟100×4件=400.00 復元補償請求訴訟100×14件=1,400.00 計1,800.00
4、弁 護 人 日 当	500.00	借賃改定訴訟10×20日=200.00 復元補償" 10×37日=300.00 計500.00
5、証 人 手 当	80.00	借賃改定訴訟 2×20人=40.00 復元補償" 2×20人=40.00 計80.00
支出合計	4,520.00	

1256A

一九七〇年六月

軍用地復元補償の問題点

沖縄市町村軍用地地主会連合会
復元補償対策研究委員会

○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○

一、復元補償の請求権

問題の所在

A、軍用地使用の経緯

戦時中及び戦後の大東亜戦争、朝鮮半島の戦い等を経て、日本は、南洋を含む海外に、大規模な軍用地を使用した。戦時中及び戦後の大東亜戦争、朝鮮半島の戦い等を経て、日本は、南洋を含む海外に、大規模な軍用地を使用した。戦時中及び戦後の大東亜戦争、朝鮮半島の戦い等を経て、日本は、南洋を含む海外に、大規模な軍用地を使用した。

目次

一、問題の所在

A、軍用地使用の経緯

B、復元補償問題とアメリカ側の態度

二、アメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権

B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項

1

3

4

5

○ ○

○ ○

- 目次
- 一、問題の所在
 - A、軍用地使用の経緯
 - B、平壤米穀一占領(5)軍と南滿の糧食
 - C、平壤米穀一占領(5)軍と南滿の糧食
 - D、軍用地使用の経緯
- 二、問題の所在
 - A、軍用地使用の経緯

目次

一、問題の所在

A、軍用地使用の経緯

(1) 沖繩の軍用地の大部分は、何らの接收手續をも経ず、直接戦斗行為によつて取得された。沖繩を占領した米軍は住民を一定の地域(捕虜收容所)に隔離し、沖繩全域をその占有下に置いて基地として必要な地域を確保したうえで、不要な土地を住民に返還(解放)したのである。「はじめに軍用地ありき」であつた。ところが、徐々に行われた軍用地の解放も、朝鮮戦争の前後から、一転して土地接收へとかわつた。米国の沖繩長期保有政策に基づく恒久的基地建設がはじめられたからである。このことは、一九五〇年(約三七〇万坪)であつた軍用地(私有地)が五三年には、約五、一九三万坪と二年間に約一、四四三万坪(約三七%)もふえ、これを示していること端々に示されてゐる。

(2) 講和条約発効(一九五三年四月二十八日)前の米軍の土地収用、使用の法的根拠は、占領軍に認められた国際法上の権利以外に考えられない。具体的には「陸戦法規規例(ハーグ条約)」「ハーグ条約又はハーグ陸戦法規」とポツダム宣言である。

「ハーグ条約によれば、占領軍といふは、被占領地の家や個人の権利、生命、私有財産、宗教等は尊重せよといはならず、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得」ない(四六条)」。占領軍の休養、實力維持等のために「指定の徴(二)徴」課税を行う場合でも、対価の支払義務づけられる(五三條)。

ところが、米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無償で軍用地の囲い込みによる収用を行ない、日本がポツダム宣言を受諾して降伏し、戦斗行為が終了して休戦状態に入つてから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地接收をも行なつた。これは明らかに国際法違反行為である。米軍は「講和条約」の発効前、講和発効前に生じた米軍の行為による損害賠償については、米政府は平和条約一九条(a)項(請求権の放棄)を根拠として、法的責任を否定し続けてきたが、一九六四年見舞金支払い形条約(一九六〇年)で「〇〇万ドルが支払われることになり、「一応実質的解決を見た。」(五三、四、五)」。公共事業、教育、保健、職業訓練、建設、治安、防衛、米軍の平和目的の米軍の土地使用については、米國が平和条約三条により施政権を有するようになり、また使用形態等の実質に何ら変化がなかつた。従前の占領のものではなかつた。新しい法的根拠が必要とされるようになった。その根拠をつくらねばならぬ。施政権に基づき次から次へと布告、布告等を公布した。

(付) 併合最初にされたのが布令九一号「契約権」(五二、一一、一)である。これは、地主と琉球政府が賃借契約を結び、琉球政府が米軍政府に転貸することによって、地主の合意(契約)を根拠としようとしたものである。しかし、米軍の執拗な威嚇的契約締結の要求にもかかわらず、この契約に同意した地主はほとんどなく、米軍の意図は失敗に帰した。

(ロ) 布令九二号「土地収用令」(五三、四、三)が公布された。これは、新規強制接収の根拠法令であり、米軍が収用を告知すると、原則として三〇日の経過とともに収用宣告が発表されて米軍が権利を取得するが、必要であれば収用告知後、収用宣告を待たずに直ちに明渡命令を発令することもできるという内容のものである。(イ) 布令九二号によって地主との契約を根拠とするに失敗した結果、米軍は新規接収法として布令一〇九号を公布するとともに、すでに使用中の土地について、これを継続して使用するための根拠として布令二六号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(五三、一三、五)を公布した。これは、一九五〇年七月二日または土地収用の翌日から「黙契」(implied lease)により、米軍が借地権を取得したとするものである。

(4) がくて講和発効後の米軍の土地収用、使用の法的根拠が整えられた。しかし、これらは形式的にも実質的にも内容的にも、権力による一方的押しつけ以外の何物でもないばかりが、地代もきわめて低額であるため、地主を中心とする県民の不満はうっ積し、軍用地使用関係はますます不安定であった。そこで米軍は、地代の一括払(一七二年ないし二〇年分)によりその安定化と安上りを狙った方針を打ち出したが、これがかえって地主のみならず県民全体の反発をかい、軍用地問題は、いわゆる四原則(一括払反対、適正使用料、適正賠償、新規接収反対)貫徹の島ぐるみ運動へと発展していった。この運動の過程で住民代表の渡米、プライス調査団の来島とプライス勧告の発表、住民代表の再渡米などが行われ、結局一九五八年八月から三ヶ月にわたって、沖縄においてもたれた「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」においてつきのような合意に達し、軍用地問題は「一応解決」を見た。

- ① 米国の取得する権利は五年賃借権と不定期賃借権とする。
- ② この賃借権は、琉球政府が地主と折衝して取得し、これを米軍に転貸する。
- ③ 従来国が保有してきた既得権は二種類の賃借権のいずれかに切り替える。
- ④ 米軍が必要とする土地につき琉球政府が契約できない場合は、米軍が強制収用に より取得できる。
- ⑤ 賃料は市町村別に、地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出し、賃料の再評価は五年毎に行う。

⑥ 復元補償については賃借権終了時に米軍、琉球政府、地主間で公正かつ適正な方法により解決する。

⑦ 借賃安定のため琉球政府は適当な立法を制定する。

⑧ 賃料の長期前払希望者には、一〇年を限度として一定の条件の下に実施する。

⑨ 軍用地に関する問題を調査検討し、高等弁務官に勧告する委員会を設置する。

⑩ 妥結した新土地政策は、一九五八年七月一日から実施する。

B、復元補償問題とアメリカ側の態度

沖縄の軍用地の大部分は、占領後にもなく収用され、講和発効以前において、飛行場、港湾、兵舎、倉庫、道路等の、恒久的な基地建設のために、肥沃の田畑が、コンクリートやアスファルト、石粉等によって敷きつめられたり、砂土が採取されて地形が見るかげもなく変更されたりして今日に至っている。

このような講和発効前に地形が加えられた土地を返還するにあたっては、これを当初の状態に復元するか、もしくは、そのための補償を支払えというのが地主の二貫した要求である。しかし、これに対する米軍側の態度は二様でない。

(1) 一九五〇年七月一日以後に形質変更されたもの。

これについては、一九五七年三月三日付布令一六四号及び一九五九年二月二日付布令二〇号によって、米軍の復元補償義務が定められ、解放時期の如何にかかわらずすべて復元補償の支払いがなされている。

(2) 一九五〇年六月三日以前に形質変更されたもの。

(イ) 一九六二年六月三日以前に解放されたもの。これは、米国の法的補償義務の存否をめぐる議論があり、米軍側は一貫してこれを否認しつづけたが、一九六五年十月二十八日の公法第八九一二九六六、支払権限法により、いわゆる講和補償の二環として支払いがなされ、事実上一応解決した。

(ロ) 一九六一年七月一日以後解放のもの。これについては、米軍は補償責任を否認している。その根拠は必ずしも明確でないが、米軍のこれまでの立場からすれば、おそらく次の二点が考えられるであろう。

- ① 復元補償請求権は、形質変更がなされた時点で発生するから、この場合の請求権は、いわゆる講和前の請求権

である。米國は布告三六号をもって、一九五〇年七月一日以降「黙契」によって借地権を取得し、その使用料を支払う義務が生じたが、右期日以後に追加された形質変更については、平和条約一九条(b)項但書によりは、同条(a)項の請求権放棄事項が除外され、米國が復元補償義務を負うけれども、それ以前の形質変更については、かかる除外規定が及ばないから、平和条約一九条(a)項より米國の法的責任は存在しない。

②復元補償請求権は解放時、つまり講和発効以後に発生し、平和条約一九条(a)項が除外されるとしても、その内容は、いわゆる「黙契」成立時たる一九五〇年七月一日当時の状態に復元することにより、現実に形質変更がなされた当時の状態への復元を意味するものではない。その結果、実質上、復元補償の問題は生じえない。

二、アメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(a)項と沖繩の請求権

右の(2)の復元補償の請求権が、講和前の請求権だとすると、これが平和条約一九条(a)項によって放棄されたかどうかの問題になるが、米國は講和前補償問題に関し、公費して沖繩住民の請求権は平和条約一九条(a)項により放棄されたとの見解をとり、外務省も同一解釈であり学説にもこの見解にたつものがある。その根拠とするところは、平和条約一九条(a)項が日本国民と規定している以上、沖繩住民も日本の国籍を有するのであるから、当然沖繩住民の請求権も放棄されているという極めて形式的なものである。しかし、より実質的に考察するならば、平和条約一九条(a)項により沖繩住民の請求権も放棄されているとの解釈には、数々の疑問がある。

第一に、日本は、一九四五年以後、ニミッツ布告及び行政分離覚書により、沖繩住民に対する統治権を完全に停止させていて、平和条約締結当時、沖繩住民の請求権については全くあきり知らぬ立場にあった。かかる地位にある日本國は沖繩住民の請求権を放棄する権限はない。

第二に、平和条約締結当時、沖繩住民は、日本からは全く切り離され、米國の直接占領下において、平和条約締結についての意思表示をする道を形式的にも実質的にも全く奪われていたのであるから、日本國の請求権放棄は沖繩住民には及ぶべきでないものである。

ただし、近代民主主義國の基本原則として、政府は國民の信任をうけて存立し、その範圍においてのみ國家行為を行なうにすぎないからである。



第三に、平和条約において請求権の処理に関する取極めがなされるのは、戦争、占領状態を終結させるにあたり、それまで続いた状態から発生した相互の請求権を清算しようというにある。しかるに、沖繩では平和条約締結後も依然として米國の施政権下において、実質的には占領状態が続いていたのであるから、平和条約締結の際には、米國と日本國との間で沖繩住民の請求権について清算する必要も又、前提もなかったといふべきである。

第四に、米國は、第一次、第二次大戦を通じて、その占領下で生じた損害に対する補償は被占領地域の政府に支拂わせる政策をとり、平和条約の中で戦敗國及びその國民の請求権放棄を規定し、さらに戦敗國民の請求権については戦敗國が補償する旨の義務規定を入れることを慣例としてきた。対日平和条約で戦敗國の戦敗國民に対する補償義務規定が入れられなかったのは、一つには沖繩が日本から行政権を分離されていた、日本が論理的に、これらの請求権の支払いをする義務がなかったことによる。そなたとすれば、沖繩に対して請求権の支払いをする責任をもつ政府は、占領期間中を通じ、さらには現在に至るまで施政権を有し、直接統治してきた米國政府であるとしなければ不合理である。

第五に、奄美返還協定に、講和前の請求権をも放棄する旨の規定があらためて存在するとは、平和条約一九条(a)項が奄美住民の米國に対する請求権を放棄していなかったことを物語るものであり、したがって、当時の奄美住民と同一の法的地位にある沖繩住民の米國に対する請求権も放棄されずに存続しているとみななければならぬ。

B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項

(1)他人の土地を占有、使用している者は、これに形質変更を加えた場合には、それが権原に基づいたものであるとならうと、原則として、返還に際し、原状に復するか、それに要する費用を補償する義務を負う。

占有、使用が権原に基づかないものであれば(不法占有)、直ちに明渡義務とともに、この復元補償義務が発生する。この場合の復元補償は、損害賠償の性質を有し、明渡義務と一体をなす。

占有、使用が権原に基づく場合は、権原のあるがぎり占有、使用は継続され、その間になされた形質変更に対する復元補償請求権は、占有、使用が終了する際に発生する。形質変更をすることが、占有、使用権原の範圍内であれば、占有、使用の対価の中に復元補償も包含されていると解される場合も少なくはないであろうが、占有、使用の権原をこえた形質変更でも、それを理由として直ちに権原を消失せしめることができないという要素が加わるだけで、あって、いずれにしても復元補償請求権は、占有、使用の終了(目的物の返還)と結びつきを有する。このような復元補償請求権の性質がらみれば、沖繩の軍用地の場合、たとひ講和発効前に形質変更が加えられた



ものであつても、講和発効前に返還（解放）された部分に対するものは、たとひ講和発効後に返還された土地に対する復元補償請求権が、平和条約一九条（a）項によつて放棄されることには、ありえないはずである。したがつて、かりに同各項によつて沖繩（住民）の一般の請求権が放棄されたと解するとしても、少なくとも講和発効後返還された土地に対する復元補償請求権は、これによつて放棄される余地がなく、米国の義務は消滅していないといわなければならない。

軍用地の収用、使用の根拠を定める現行法の布告二〇号「賃借権の取得については、復元補償義務を明定している。（一）a）従来、他の布告布令により収用、使用していた土地に対する権原は、この布令により引継がれた（六）講和発効前からの米軍の収用、使用の継続については、布告二六号が「黙契」論により、つぎのように合法化している。

すなわち、米国は、講和発効前は占領軍として、ヘーグ陸戦法規に基づいて土地を収用、占有した。講和発効後は平和条約三条により米国に与えられた土地収用権に基づいて、さらに必要とする土地を収用、占有した。これらは引続き無期限に占有、使用する必要があるが、公共の目的のために無償で私有地を継続使用することは、米國憲法に反し、琉球住民にとつても耐え難いことであるから、これらの土地について、一九五〇年七月一日またはその後、の収用の翌日から「黙契」により米国は賃借権を取得したと認めて、米国の権利を確認するとともに、賃料支払義務を認める、というのである。

つまり、米国の土地収用関係法令にみられる論理をつなぎあわせると、米国は、講和発効の前後を問わず、「一貫して合法的に、すなわち権原をもつて土地の収用、使用をなしてきた」ということになる。ところで、土地の収用、使用が当初から一貫して合法性を有して今日の布告二〇号に引継がれてきたとするならば、同布告によつて認められている復元補償請求権も、収用、使用が開始された時点まで遡るとみなすべし、論理的「貫性が無い」。自己の利益となる収用、使用の合法性のみが現実になされた時点まで遡り、その不利益となる復元補償義務については、その選定する適当な時期で区切るということはあまりにも恣意的である。米国は、講和発効前に収用した土地を講和後も、つぎのまゝ継続して占有、使用してきたのであつて、その間に土地の占有、使用についての法律関係が清算されたことはまったくない。単に法的根拠を自己の都合のいいように説明したり、つくりだしたり、押しつけたってきただけである。米軍の土地に対する占有、使用は一貫してその手中にあった。したがつて、復元その間、地主が復元補償を請求する余地は、法的にも、現実的にも、まったくない。存在しなかつた。したがつて、復元

補償請求権の性質と米軍の土地収用、使用の経過からみて、平和条約一九条（a）項によつて、米国の復元補償義務が消滅したとするのは、まったく不合理である。

(2) 米国は、布告一〇五号、布告二六号等により、一方的に土地使用に対する対価の支払義務発生時期を一九五〇年七月一日と定めると同時に、この日を「黙契」による賃借借契約成立の時期と決め、さらに復元補償義務の基準時としてもこの日をもちだしてきている。つまり、この日に契約が成立したのだから、それ以後賃料支払義務が発生すると同時に、復元補償の場合の原状というものもこの日が基準となるという論理である。

しかし、第一に、「黙契」論によつても、五〇年七月一日を契約成立の時期とする理由や必然性はまったく無い。

第二に、かりに右の日にはじめて賃借借が成立したとするなら、それ以前の収用、占有の法的根拠との関連が不明である。右の日以前は、一般国際法たるヘーグ陸戦法規が根拠で以後は、賃借借が根拠だというのである。根拠が変更されなければならない特別な事情はなく、また、右の日が基準とされるべき理由もない。もし「黙契」論をもちだすとすれば、それは現実に収用がなされた時点まで遡及させるのでなければ筋が通らないであろう。

第三に、使用料支払義務の発生時と復元補償の基準時とは必ずしも一致するものではない。使用料は、使用の対価であるから、主観的客観的に対価として支払われるべきことが認められる時期（普通は使用開始時か契約時）にその義務が発生するが、復元補償は、使用中変形されたものを元の状態に復せしめるものであるから、契約時より現実に使用もしくは形質変更がなされた時期が早ければ、その時を基準としてなされるべきことは当然である。

第四に、使用料の請求権は、使用中つねに発生し存在するが、復元補償請求権は、使用が終了し、目的物が返還されるときにはじめて発生するものである。自己の所有物が他人によつて使用されている場合は、所有者はその間中、不利益をこうむっているのであるから、これを填補するものとして、使用に対応する対価（使用料、損害金等）の請求権が認められる。他人に形質変更を加えられた場合には、所有者のこうむる不利益は、その他人に目的物の使用を許容するがぎり、返還をうけた時点において、はじめて生ずるものであり、したがつて復元補償請求権も返還時に発生するものである。



復元補償対策研究委員会メンバー

委員長 比嘉貞信 (土地連合会長)

委員 真喜屋実男 (弁護士)

委員 牧野博嗣 (〃)

委員 久貝良順 (〃)

委員 金城睦子 (〃)

委員 金城清子 (〃)

委員 比嘉幹郎 (琉大助教授)



復元補償対策研究委員会メンバー

委員長 比嘉貞信 (土地連合会長)

委員 真喜屋実男 (弁護士)

委員 牧野博嗣 (〃)

委員 久貝良順 (〃)

委員 金城睦子 (〃)

委員 金城清子 (〃)

委員 比嘉幹郎 (琉大助教授)

復元補償対策研究委員会メンバー
委員長 比嘉貞信 (土地連合会長)
委員 真喜屋実男 (弁護士)
委員 牧野博嗣 (〃)
委員 久貝良順 (〃)
委員 金城睦子 (〃)
委員 金城清子 (〃)
委員 比嘉幹郎 (琉大助教授)

①
 軍用地の契約・収用別調べ

1969年6月30日現在 (現行国府法新)

	筆数	比率	坪数	比率	年間借貸	比率
契約	130,227 筆	94%	61,258,950 坪	97%	8,077,944.06	94%
収用	9,044	6	1,759,573	3	545,082.43	6
計	139,271	100	63,018,523	100	8,623,026.49	100

註. 国県有地は含まない。

軍用地の地目別調

1969年6月30日現在

地目	筆数	面積	年間借貨
宅地	11,870	1,691,800坪	1,465,153,93
田	11,681	1,722,748	348,439,56
畑	67,442	17,124,488	3,028,193,47
山林	11,999	28,541,913	804,616,60
原野	14,440	5,816,286	234,131,69
墓地	6,044	377,092	42,599,99
保安林	845	311,464	10,770,24
採択	149	30,388	3,182,16
雑種地	415	99,071	57,841,84
溜池沼	369	63,189	24,264,56
公用地	51	46,345	43,695,44
バンド地域	12,154	2,683,981	1,958,554,62
操縦水路	17	3,833	344,80
公衆用道路	22	1,011	2,281,41
水道用地	36	723	106,04
特殊地域	1,437	422,493	164,665,36
非組合土地	300	4,101,698	434,194,78
計	139,271	63,018,523	8,623,026,49

②

總元補償 (補償実績)

① 1945. 8. 15 ~ 1961. 6. 30 までの復元補償

(高等官給官本令第60号で処理済)

23,461 名 4,590,833.18 坪 帛 2,127,321.87

② 1961. 7. 1 ~ 1969. 6. 30 までの解放され、補償

されたもの

講評坪数 12,763 坪. 補償額 帛 21,548.71

2

現在後元補償請求中のもの(1969年6月30日以降解放)

沖縄市町村軍用地地主会連合会

市町村名	解放年月日	地主数	筆数	坪数	坪当補償請求額	補償請求額
上本部村	1969.6.30	150	480	97,760	3.10	303,957.72
本部町	"	74	175	34,472	1.78	61,442.42
伊江村	1970.6.30	500	1,955	705,750	2.49	1,759,679.
北谷村	"	10	10	1,990.00	4.30	8,568.
読谷村	1970.7.10	270	731	197,569.03	5.12	1,012,124.85
美里村	"	120	401	98,378.	2.74	269,957.32
糸満町	1970.7.30	20	35	10,240	4.37	44,817.
計		1,144	3,787	1,146,159.03	3.02	3,461,546.31

Handwritten notes and signatures on the right side of the page.

Handwritten marks and signatures on the left side of the page.

②

1961年7月1日以降係放地の復元未補償調査集計表

(沖縄市町村草創地地主会連合会)

市町村名	リスト名	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月
伊江村	ENG 257	73	86	4,609	21,379.38	あり	1965.4.15
	DT 273	1	1	55	255.75	なし	1965.4.15
	(小計)	74	87	4,664	21,635.13		
美里村	DT 451	253	293	19,973	66,270.74	なし	1963.12.31
	ENG 183	16	16	5,723.90	27,645.72	なし	1965.2.15
	DT 448	42	46	5,520	43,570.40	あり	1965.8.15
	ENG 263	66	73	13,618	62,496.76	なし	1965.8.15
	ENG 722	298	304	45,312	351,684.27	なし	1965.8.15
	ENG 231	15	15	570	2,355.19	なし	1966.4.15
	DT 254	1	1	20	28.60	なし	1966.4.15
	ENG 183	121	137	13,739	218,243.05	あり	1966.6.30
	DT 222	2	2	93	1,537.29	なし	1966.6.30
	(小計)	814	887	104,568.90	773,832.02		
勝連村	ENG 779	12	13	401	1,619.02	あり	1967.6.30
	DT 464	1	1	46	196.88	なし	1967.6.30
	(小計)	13	14	447	1,815.90		

(2)

市町村名	リスト名	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
具志川市	ENG 208	7	7	1,858	12,712.49	なし	1964.6.30
	ENG 207	4	4	549	2,190.51	あり	1965.8.31
	(小計)	11	11	2,407	14,903		
コザ市	DT 451	3	4	412	2,155.96	なし	1963.12.31
	(小計)	3	4	412	2,155.96		
読谷村	ENG 250	26	26	3,549	29,507.24	あり	1965.4.15
	DT 269	2	2	355	1,006.97	"	1965.4.15
	(小計)	28	28	3,904	30,514.21		
北谷村	ENG 325	12	12	1,288	3,602.85	あり	1964.6.30
	ENG 175	6	6	612	2,493.55	"	1964.7.15
	DT 214	1	1	48	136.80	"	1964.7.15
	(小計)	19	19	1,948	6,233.20		
北中城村	ENG 335	10	12	244	1,049.59	なし	1963.6.30
	ENG 381	2	2	10	36.15	"	1963.6.30
	ENG 823	8	8	236	988.42	"	1964.8.30
	DT 478	5	5	246	1,002.72	"	1964.8.30

2

市町村名	リスト系	地主数	筆数	坪数	福祉要求額	請求の有無	解放年月日
北中城村	ENG 381	4	5	196	1,361.67	なし	1965.3.31
	ENG 454	6	7	283	1,381.30	"	1965.6.30
	DT 390	1	1	76	325.28	"	1966.6.30
	ENG 818	4	5	312	383.68	"	1966.2.28
	DT 477	1	1	18	77.04	"	1966.2.28
	DT 461	5	5	86	49.02	"	1966.2.28
	ENG 768	8	12	1,947	2,879.13	"	1966.2.28
	(小計)	54	63	3,654	9,454		
宣野市	ENG 422	8	9	2,274	12,739.06	なし	1964.9.10
	ENG 269	33	55	6,086	16,612.32	"	1964.8.15
	ENG 699	4	4	387	5,073.57	"	1964.8.15
	ENG 163	40	48	7,108	24,230.69	"	1964.8.15
	ENG 761	9	14	850	4,277.96	"	1965.5.31
	ENG 720	5	11	1,008	4,906.56	"	1965.8.31
	DT 447	3	3	978	5,237.16	"	1965.8.31
	(小計)	102	144	18,691	73,077.32		

(2)

市町村名	リスト系	地主数	筆数	坪数	補償要求額	請求の有無	解放年月日
玉城村	ENG 372	51	55	991	4,900.61	あり	1965.7.31
	ENG 293	7	7	1,820	9,705.62	"	1966.6.30
	ENG 315	1	1	43	184.04	"	1966.6.30
	(小計)	59	63	2,854	14,790.27		
佐敷村	ENG 322	17	10	2,629	1,035.20	あり	1962.8.31
	(小計)	17	10	2,629	1,035.20		
合	計	1,194	1,330	145,766.90	947,290.25		

4

軍用地料等受払請入

1970年6月30日現在

年度別	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	備 考
	地 料	地上物等	地 料	地上物等	地 料	地上物等	地上物等	
1950年	4882.868	0.03	15.13	0.01	577.591	1413.80	112.06	
1951年	2.63		112.28		26.34	11.81		
1952年	24.87		4.01		24.87	4.01		
1953年	24.11		2.11		24.11	2.11		
1954年	5.16		2.11		5.16	2.11		
1955年	3.19		2.11		3.19	2.11		
1956年	4.41		1.71		4.41	1.71		
1957年	2.55		1.71		2.55	1.71		
1958年	4.32		2.11		4.32	2.11		
1959年	1.65		1.01		1.65	1.01		
1960年	4.19		5.27		4.19	5.27		
1961年	2.92		3.15		2.92	3.15		
1962年	4.72		5.16		4.72	5.16		
1963年	2.27		1.81		2.27	1.81		
1964年	4.26		1.71		4.26	1.71		
1965年	1.40		7.49		1.40	7.49		
1966年	2.11		0.01		2.11	0.01		
1967年	2.11		0.01		2.11	0.01		
1968年	2.11		0.01		2.11	0.01		
1969年	2.11		0.01		2.11	0.01		
1970年	2.11		0.01		2.11	0.01		
10年度計	2.11		0.01		2.11	0.01		
9年度計	2.11		0.01		2.11	0.01		
8年度計	2.11		0.01		2.11	0.01		
7年度計	2.11		0.01		2.11	0.01		
6年度計	2.11		0.01		2.11	0.01		
5年度計	2.11		0.01		2.11	0.01		
4年度計	2.11		0.01		2.11	0.01		
小計	10.11		1.01		10.11	1.01		
合計	10.11		1.01		10.11	1.01		

④

軍用地料等受払調心

1970年3月31日現在

年度別	予 託 額			支 払 額			残 額			備 考
	地 料	地上物件	假借地	地 料	地上物件	假借地	地 料	地上物件	假借地	
1952年	4,832,868.03	153,150.27	-	4,754,718.53	141,131.63	-	128,149.45	11,218.64	-	
1953年	2,633,971.23	118,825.39	-	2,634,398.80	1,180,910.89	-	(427.57)	915.00	-	
1954年	2,418,839.63	444,174	-	2,418,019.94	444,170	-	819.69	0.00	-	
1955年	2,401,363.90	52,765.07	-	2,400,936.23	52,765.08	-	427.67	(0.01)	-	
1956年	2,976,645.86	37,939.55	-	2,966,919.51	37,949.55	-	9,126.35	(10.00)	-	
1957年	3,975,643.00	254,035.22	-	3,941,837.38	253,119.95	-	33,205.62	915.27	-	
1958年	4,414,710.55	197,451.91	-	4,369,574.51	197,342.00	-	45,135.04	109.31	-	
1959年	5,568,004.34	749,922.37	-	5,551,796.68	707,761.20	-	16,207.66	42,231.17	-	
1960年	4,893,009.65	431,669	-	4,881,082.25	-	-	11,927.40	431,669	-	
1961年	4,651,261.30	102,490.11	-	4,639,540.05	89,700.02	-	11,721.25	1,279.01	-	
1962年	4,191,604.98	522,514.10	10,475.55	4,160,919.72	3,850,997.83	98,397.39	30,685.26	1374.17	636.16	
1963年	3,922,655.84	3,893.67	-	3,901,275.28	2,387.39	-	21,380.56	1,506.28	-	
1964年	4,320,730.55	596.24	-	4,298,395.60	4,968.7	-	22,334.95	99.13	-	
1965年	4,379,045.34	939.71	-	4,348,468.17	774.22	-	30,577.17	1,054.9	-	
1966年	4,360,885.58	154,804.5	-	4,328,662.43	141,536.1	-	32,223.15	132,684	-	
1967年	4,426,949.04	94,904.9	-	4,393,380.98	8,943.39	-	33,568.26	547.10	-	
1968年	4,511,280.92	62,311	-	4,489,324.69	60,391	-	21,956.23	1,192	-	
1969年	6,524,393.12	-	7,316.33	6,410,690.05	-	7,316.33	113,703.07	-	0	
1970年	978,977.63	652.92	3,613.01	9,132,658.86	5,504.44	1,111.21	657,111.77	102.58	2,522.00	
10月	6,969,447.17	-	-	6,966,470.84	-	-	2,976.33	-	-	
9月	3,316,084.92	-	-	3,390,396.46	-	-	288.46	-	-	
8月	4,144,053.92	-	-	4,139,025.35	-	-	5,028.57	-	-	
7月	1,960,181.45	-	-	1,959,725.35	-	-	456.10	-	-	
6月	757,227.09	-	-	755,132.77	-	-	2,094.32	-	-	
5月	2,016.00	-	-	2,016.00	-	-	0	-	-	
4月	3,813,583.65	-	-	3,813,583.65	-	-	0	-	-	
小計	106,255,627.69	2,684,503.65	21,445.39	105,054,952.23	2,618,410.03	13,266.93	1,230,677.46	660,98.57	3,138.56	
合計	108,991,541.83	-	-	107,691,627.24	-	-	1,279,964.59	-	-	

5)

琉球政府管理の各新舊不明土地の明細

(1940.1.1現在)

支所村	総筆数	総坪数	軍用 筆数	軍用 坪数	民間 筆数	民間 坪数	抽 筆数	抽 坪数	備 考
那覇市(旧)	394	2,907,40	3	79,09	374	1,439,41	18	1,053,90	
〃(旧首里)	15	1,522,00			6	526,00	9	1,003,00	
〃(旧小禄)	1	54,00			1	54,00	0	0	
〃(旧真城)	85	7,275,00	29	1,965,00	16	996,00	41	4,314,00	
西原村	102	2,721,00			1	356,00	101	2,365,00	
浦添村	31	2,128,00	2	68,00	1	187,00	28	1,873,00	
宜野湾市	2	93,00	2	93,00			0	0	
中城村	18	1,827,00					18	1,827,00	
嘉手納村	6	216,00	3	165,00			3	51,00	
読谷村	57	6,542,00	31	1,440,00			26	5,102,00	
与那原村	118	12,553,00	6	99,00	34	4,225,00	78	7,679,00	
北中城村	22	1,663,00			6	134,00	16	1,529,00	
二井市	5	198,00					5	198,00	
石川市	3	198,00					3	198,00	
具志川市	33	3,510,00	1	36,00			32	3,474,00	
美里村	1	73,00	1	73,00			0	0	
大宜味村	12	1,367,00					12	1,367,00	
与那城村	11	965,00					11	965,00	
羽地村	3	732,00					3	732,00	
久志村	2	14,189,00	1	9,000,00			1	5,189,00	

B 2 4 4 B 1 4

琉球政府

5)

市町村	総筆数	総坪数	居住用筆数	居住用坪数	民間利用筆数	民間利用坪数	総筆数	総坪数	備考
全瓦村	11	400.00	6	202.00			5	198.00	
本部町	25	926.00					25	926.00	
上本部村	1	16.00					1	16.00	
右護町	58	12,986.00			1	71.00	57	12,915.00	
勝連村	4	238.00					4	238.00	
糸満町	4	229.00			2	77.00	2	152.00	
南風原村	6	994.00			1	489.00	5	485.00	
宗園村	595	42,012.00					595	42,012.00	
計25市町村	625	135,971.40	85	13,220.00	443	8,854.40	1,099	114,896.90	

(注) 市町村が管理し所有者不明土地の状況については分らない。

7

新穎中の市町村件数坪数等

市町村名	件数	坪数	坪数	1970.5. 現在		
				年間借賃 (坪)	要求年間借賃 (坪)	
美里村	4	638	1,224	306,792	50,234.31	138,911.21
二子市	11	1,616	4,418	1,716,817.71	379,737.20	892,758.87
若王子村	4	1,292	4,366	1,939,757	384,526.03	1,008,154.01
北谷村	39	5,880	7,870	2,272,482.16	391,057.46	1,182,736.72
計	58	9,616	17,878	6,236,848.87	1,205,535.00	3,222,594.81

漁業権補償請求

16件 15組合 1個人

有限期間分 15,701,231.33
 継続1年11月 1,140,730.71

7

漁業賠償請求額内訳

津门市町村取用地*主会連合会

(1969. 8. 1)

組 合 名	代 理 人	請 求 額	期 間	賠償年間損失額	処 理 状 況
淡名若漁業協同組合 192名	真喜屋 突 男 弁 護 士	\$ 2,561,428.66	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	\$ 197,036.82 時 985.184.10	1966. 2. 9 裁判所提出 審理中
仲星漁業協同組合 116名	牧 野 博 嗣 弁 護 士	2,353,465.27	" "	181,035.79 時 905.170.25	"
伊江漁業協同組合 300名	真喜屋 突 男 弁 護 士	1,086,532.90	自 1955. 5 至 1965. 4	108,653.29 時 543,266.45	"
勝達漁業協同組合 194名	牧 野 博 嗣 弁 護 士	775,197.02	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	59,630.54 時 298.152.22	"
与那城漁業協同組合 132名	"	586,914.83	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	51,510.62 時 257.553.19	"
比谷漁業協同組合 54名	牧 野 博 嗣 弁 護 士	555,024.21	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	42,694.17 時 213.470.85	"
北谷漁業協同組合 29名	真喜屋 突 男 弁 護 士	394,880.72	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	30,375.44 時 151.877.25	"
石川漁業協同組合 75名	"	240,875.70	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	18,528.90 時 92.644.50	"
陸間味漁業協同組合 369名	牧野、真喜屋 弁 護 士	1,710,889.52	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	100,640.56	1969. 6. 30 裁判所 提出、審理中
与那原漁業協同組合 73名	"	932,724.00	自 1956. 3. 20 至 1969. 3. 19	71,748.00	"

3,619,715.98

7

組 合 名	代 理 人	請 求 額	期 間	露 後 年 間 損 失 額	処 理 状 況
夜露漁業協同組合 137名	牧野、真喜屋 介 誠 士	\$ 52,603.12	自 1960. 7 至 1962. 6	\$ 0	1969. 6. 30 裁判所 提出、審理中
小瀬漁業協同組合 32名	"	886,901.05	自 1952. 6. 5 至 1969. 6. 4	52,170.65	"
久米具志川漁業協同組合 36名	"	1,086,746.95	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	63,926.29	"
本部漁業協同組合 6名	"	2,278,375.40	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	147,563.20	"
袋里漁業協同組合 47名	"	157,573.00	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	9,269.00	"
玉塚三郎外 3名	"	101,099.00	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	5,947.00	"
計	16件	15,761,231.33		1,140,730.27 3,898,592.15	

訴 願 理 由： 米 草 の 漁 習 行 為 等 に よ り 漁 獲 漁 業 が 創 限 又 は 禁 止 さ れ た た め に 生 じ た 損 害 に 対 す る 補 償 請 求

合計: 19,659,823.45

8

講和前人身傷害未補償分

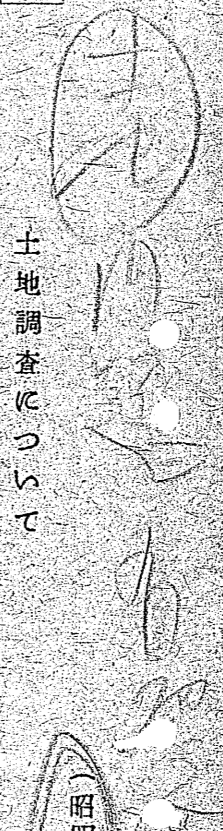
死亡	160件	\$280,449.41
傷害	157	293,438.07
計	317	573,887.48

講和後損害賠償処理状況(人身事故)

1970年3月末現在

<u>請求件数</u>	<u>請求額</u>	<u>解決件数</u>	<u>解決額</u>	<u>未解決件数</u>	<u>未解決額</u>
142件	\$916,807.78	131件	\$205,577.81	11件	\$17,971.41

備考 個人が直接現地部隊へ提出したものは含まない。



(昭四五、八、二四法民五印)

土地調査について

下臨時土地調査庁資料から

1 現況

- (1) 一九四六年指令一二一号（琉球列島米國海軍軍政本部指令）土地所有権関係資料蒐集に関する件（を始めとする一連の布告で琉球における土地所有権認定事業は応急的に行なわれ、一応現行の土地台帳及び地図を作成した。しかしながら戦後拙速的に行なわれた為誤謬が多く公簿・公図としての役割を果たし得ない現状にある。
- (2) そこでこれを是正し全琉の地籍を明確にすると共に土地行政の適正円滑化をはかる為一九五七年土地調査法を立法制定し一九六三年以降本格的に調査測量が実施されるに至った。土地調査の実施状況は一九六九年度末で全琉の調査対象面積二、二五〇平方キロメートルのうち一、〇五九・一六平方キロメートルを完了しおよそ四七％の進捗をみている。

2 問題点

なお、一九七〇年度末までには約五二％完了する見込である。

- (1) 実施機構について……本土における地籍調査は、国の補助金により都道府県及び市町村が実施機関となつている。沖縄の場合、事業経費はすべて政府資金（日政を含む）により、計画実施機関ともに琉球政府である。
- (2) 軍用地について……殆んど土地が戦災或は軍施設建設の為筆界が失われ調査測量を困難にさせている。又分合筆、地籍訂正等不動産の表示の変更又は更正には事前に米國陸軍工兵隊の認可を必要とする等、軍の布告布告等一連の土地関係法令が混在して、土地調査の取扱いを一層複雑にしている。
- (3) 登録もれについて……戦後の土地所有権認定事業の際、諸般の都合で所有権の申告がなされていない土地で、例えば戦前の登記済権利証書等裏付資料を有しながらも、戦後地番や地形が変り現地が判明せず所有権の主張がすぐには出来ないものが

各地に散在している。

- (4) 成果の維持管理について……土地調査が完了した地域でも、沖繩の特殊事情からその確定成果は引続き部分的な修正訂正等調整事務を必要としている。

- (5) その他……所有者不明土地、市町村非細分土地等の所有権の帰属の問題

3

対策

- (1) 早期完成の必要性……土地調査は、戦後の土地所有権認定の際の錯誤や、疎ろり等これ迄に未解決の土地問題を整理或は処理する手段ともなっており、見方によつては戦後処理業務と言ふことができ、又国土開発或は産業基盤の整備と関連する土地利用計画の面からも諸施策の基礎資料ともなる。土地調査成果を早急に完成させ国家の責務として土地行政の円滑化をはかるべきである。

- (2) 軍用地等について……今後に残された軍用地及び一部都市

4

要望事項

地域等はその特殊性において本土にも事例に乏しく現行土地調査関係法の枠内では調査困難の面が多く、早急に法制上の対策をたてるとともに関係法令の整備が必要である。

- (1) 沖繩における土地調査事業は戦災により混乱している地籍を整備することで、即ち終戦処理的な要素を帯びたものであり、これの解決にはあくまで国家責務として、その完成まで引続き統一的に実施すべきものと思料する。これを施政権返還後直ちに本土法に切替えることは制度運用の面が異なることから事業執行に支障をきたし混乱を招致することが予想される。その為復帰後もその完了まで現在の実施機構を継続存置することが、のぞましいと思料されるが、この面での御検討御高配をお願いする。

- (2) 土地調査は軍用地をはじめその対象とする土地の特殊事情或は民立法と布令布告等の混在等、幾多の難問をかかえ今後、調

本土と沖縄の事業形態

項目	本土	沖縄	摘要
計画機関	総理府経済企画庁総合開発局国土調査課	法務局臨時土地調査庁	国家事務
実施機関	都道府県及市町村	"	
事業費	国土調査補助金 国 $\frac{2}{3}$ 県 $\frac{1}{6}$ 市町村 $\frac{1}{6}$	日政援助 疏政資金	沖縄・市町村負担なし
認承後の成果の維持管理	法務省・民事局 (地方法務局各登記所)	登記所 法務局 土地調査庁	図面は臨時土地調査庁保管
根拠法	国土調査法	土地調査法	土地調査法(国土調査法を母体とする)

土地調査の年度別実施面積及び経費

年次	会計年度	作業量	進捗率	経費	負担区分		摘要
					G O J	G R I	
	1962年 まで	15.26	0.68%	127,438.00	0	127,439.00	完成
1	1963	168.47	7.49	333,226.46	323,226.46	5,000.00	"
2	1964	186.14	8.27	318,300.17	297,273.13	21,027.04	"
3	1965	203.68	9.05	366,787.78	342,657.09	24,130.69	"
4	1966	188.71	8.39	368,081.52	343,920.90	24,160.62	"
5	1967	113.16	5.03	212,473.21	0	212,473.21	"
6	1968	91.22	4.05	218,073.32	0	218,073.32	"
7	1969	92.52	4.11	234,464.65	0	234,464.45	"
	累計	1,059.16	47.07	2,178,844.91	1,312,077.58	866,767.33	"
8	1970	103.66	4.61	307,679.00	222,222.00	85,457.00	実施中
	累計	1,162.82	51.68	2,486,523.91	1,534,299.58	952,224.33	

※ 進捗率は全疏2,250 Km²として算出したものである。

(3) 国土調査法(土地調査法)に基づき実施される地籍調査によることからの検討を全面的に御協力をお願いする。増し難渋することが予想される。これに対処する為には法的或は技術的にも検討を行ない場合によつては法改正も必要とされることからの検討を全面的に御協力をお願いする。

現在土地調査は事業費(管理的経費を除く)の半を日政援助により実施されているが、これを国家業務としてとらえた場合、全額日政援助を要請したいので、今後とも御協力と御配慮をお願いする。

付移管されるべきものである。

現在土地調査は事業費(管理的経費を除く)の半を日政援助により実施されているが、これを国家業務としてとらえた場合、全額日政援助を要請したいので、今後とも御協力と御配慮をお願いする。